



神奈川県企業庁

神奈川県営水道事業経営計画

平成 26 年 3 月

神奈川県企業庁

神奈川県営水道事業経営計画の改定にあたって

神奈川県営水道は、緑濃い山々や湖、そして相模川や酒匂川などの豊かな自然に恵まれた地域において、全国初の県営による広域水道として、昭和8年に湘南地方の1市9町、給水人口4千人への給水を開始いたしました。

この間、年々増加する水需要に対処するため、9次にわたる水道施設の拡張事業に取り組むとともに、発生の切迫性が指摘されている東海地震に備えた対応をほぼ完了し、現在は、12市6町、280万人のライフラインとして、お客さまの生活や産業の発展に不可欠な、安全で安心な水の安定的な供給を実現しています。

一方、県営水道を取り巻く経営環境は、節水意識の浸透、節水機器の普及、企業等の地下水利用への転換に加え、東日本大震災の影響などにより、水道料金収入が長期的に減少を続けており、さらに将来的には、給水人口も減少に転じていくものと考えられ、大変厳しい状況にあります。

また、高度経済成長期の水需要に対処するために急ピッチで整備してきた浄水場や水道管路など水道施設の経年劣化が進行するとともに、給水区域で最大規模と想定される南関東地震への対応などが求められており、今後の水道施設の更新が大きな課題となっています。

このような、県営水道を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたって、安全で良質な水の安定的な供給を持続していくため、30年程度先の将来を展望しつつ、今後5年間の具体的な取組と目標を明確にし、「神奈川県営水道事業経営計画」を改定いたしました。

引き続き、私ども職員は一丸となって、この計画に基づく事業を着実に実施することにより、安全で良質な水の安定的な提供という水道事業者の使命に努め、いつまでもお客さまから信頼される県営水道を目指してまいります。

今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年3月

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 古谷幸治

目 次

策定の趣旨	1
神奈川県営水道の現状	1
1 神奈川県営水道のあゆみ	
2 取り巻く環境と課題	
将来展望と水道システムの再構築	7
1 水需要の動向	
2 中長期を見通した水道システムの再構築	
経営計画の基本的な考え方	11
1 神奈川県営水道の経営理念	
2 策定の基本方向	
3 計画期間	
施策の方向性と主要事業の体系	12
1 施策の方向性	
2 主要事業の体系	
主要事業	15
1 より安全で良質な水づくり	
2 災害や事故に備えた強靱な水道づくり	
3 お客さまから信頼される事業運営	
4 安定した水の供給体制の確保	
5 健全経営の堅持と経営基盤の強化	
6 地域社会や国際社会への貢献	
財政収支計画	40

策定の趣旨

神奈川県営水道は、昭和8年に湘南水道として給水を開始して以来、年々増加する水需要に対応しながら、お客さまに安全で良質な水を安定的にお届けするために、事業を推進してきました。

近年では、節水意識の浸透などにより水需要は減少傾向が続いており、さらに施設拡張から維持管理の時代に転じるなど、経営環境は変化しています。

このため、県営水道では、平成18年度から27年度までを計画期間とする「神奈川県営水道事業経営計画」を定め、「災害に強い水道づくり」、「より安全でおいしい水の供給」、「経営改革の徹底」の3点に重点を置いて主要事業に取り組み、現行の計画目標を達成できる見通しとなりました。

こうした中で、平成23年3月の東日本大震災の経験を経て、地震をはじめ災害対策のさらなる推進が求められるとともに、水道料金収入の減少が見込まれる中で、高度経済成長期に集中的に整備した施設の更新への対応を図るなど、中長期の視点からの計画的な事業展開が求められています。

このような経営環境の変化や課題を踏まえ、今後もお客さまに安全・安心な水道水の供給を持続していくため、現行計画を前倒しで改定し、平成26年度を初年度とする新たな経営計画を策定するものです。

神奈川県営水道の現状

1 神奈川県営水道のあゆみ

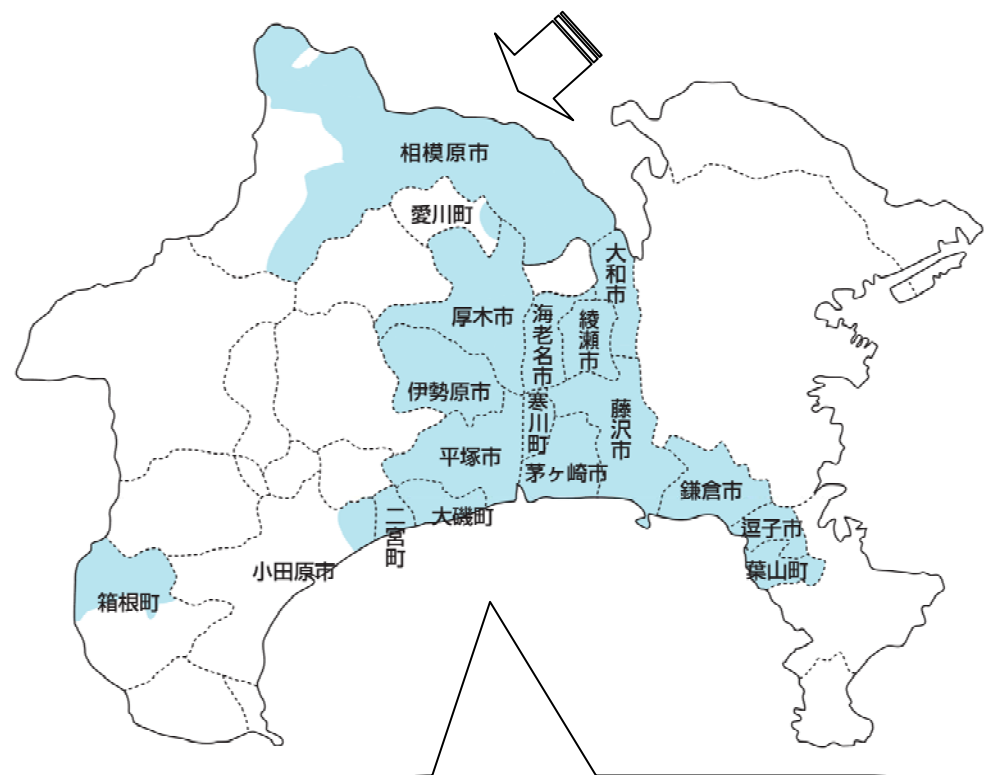
県営水道は、飲料水の不足などで困窮していた湘南地域の市町の要望を受け、昭和8年に湘南地区1市9町を給水区域とする広域水道として業務を開始し、昭和15年には県営相模原水道が創設され、昭和27年の地方公営企業法施行に伴い、両水道を併せ県企業庁が経営を行うこととなりました。

その後、昭和29年には箱根地区で給水業務を開始するなど順次給水区域を拡大し、平成25年4月1日現在では、県央・湘南地域を中心に12市6町を給水区域とし、給水戸数126万71戸、給水人口279万883人、1日最大送水量105万8,758 m³の大規模水道となっています。

この間、年々増加する水需要に対処するため、浄水、送水、配水設備等の拡張事業を継続して実施しました。昭和17年度から昭和57年度にかけて、第1次から第8次にわたる拡張事業を、また昭和58年度から平成3年度にかけては、相模ダム等の既存水源で安定給水の充実を図るための施設拡充事業を行いました。

さらに、平成4年度から、宮ヶ瀬ダムによる相模川水系からの新規受水に対応するため第9次拡張事業を実施しました。宮ヶ瀬ダムからの本格受水が平成13年度に開始されたことにより、県民生活の安定と産業の発展に不可欠な水の安定的な供給が実現しています。

【 給水区域拡張の変遷 】



現在の県営水道
 < 給水区域 12 市 6 町 >
 相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市
 （旧橋町）、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和
 市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒
 川町、大磯町、二宮町、箱根町、愛川町

2 取り巻く環境と課題

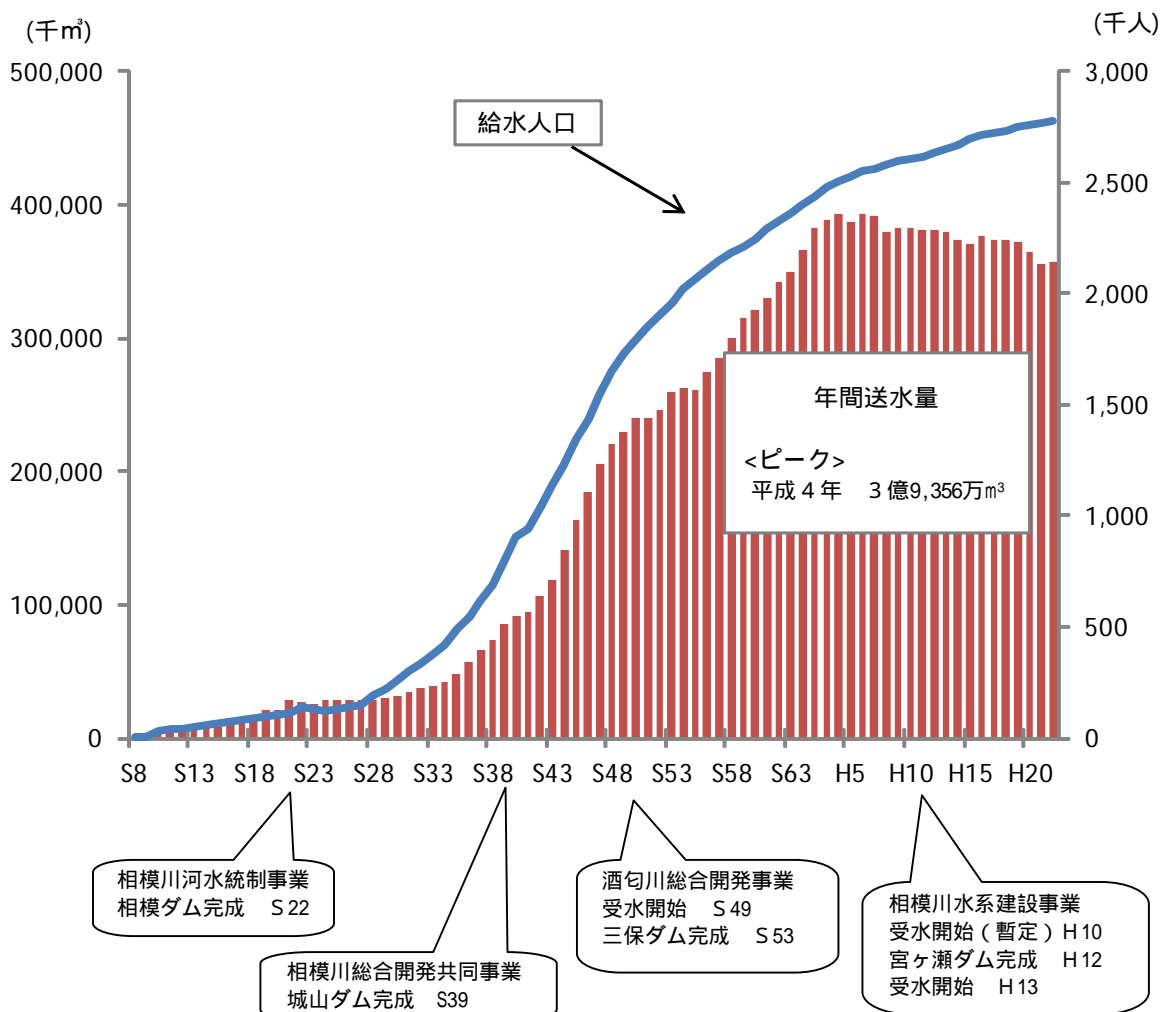
(1) 水需要の減少

水需要は創設以来、人口の増加などを背景に増加の一途をたどり、平成4年度には年間送水量3億9,356万 m^3 と過去最大を記録しています。以降は横ばいから減少に転じており、平成24年度は3億5,238万 m^3 で、ピーク時の9割となっています。

給水量のうち約8割を占める家庭用の使用水量は、平成8年の渇水以降、節水意識の浸透や節水型機器の普及などにより、長期的に減少を続けています。また、業務用についても、企業等の水の循環利用や地下水利用への転換が進むことなどにより全体として減少傾向にあります。

全国的には、既に人口減少に転じていますが、将来的には県営水道の給水区域内の人口も減少に転じ、水道料金収入もさらに減少していくものと考えられ、こうした中でも安定した水道サービスを持続的に提供していくことが課題となっています。

【 給水人口と年間送水量の推移 】



(2) 水道施設の老朽化

県営水道では、これまで9次にわたる施設の拡張事業に取り組んできました。この結果、現在では、寒川、谷ヶ原等の浄水場、100箇所を超える配水池やポンプ施設を保有しています。これらの施設は、高度経済成長期の急激な水需要の増加を背景として整備してきたものが多く、寒川第2浄水場や谷ヶ原浄水場が法定耐用年数に迫るなど、老朽化が進んでいます。

また、送配水管路については、現在、総延長9,000kmを超える管路を布設していますが、昭和46年以前に布設した鑄鉄管及び鋼管が1,315km残存しており、この膨大な管路の更新時期が迫っています。平成22年12月に茅ヶ崎市内で発生した漏水事故は周辺家屋等に多大な被害を与えましたが、幹線管路の事故は、都市化の進んだ地域では影響が大きいことから、速やかな老朽化対策への対応が求められています。

今後の人口減少を踏まえた水需要の減少傾向の中でも、更新需要が本格化していくことが見込まれることから、中長期的な視点に立ち、適正な資産管理のもとで施設の再構築を進めていくことが求められています。

参考 県営水道の施設

水道事業は、水道法上、市町村単位での運営が原則であり、最終的な給水区域が明らかですが、県営水道は、広域水道として周辺の地域や簡易水道などを編入しながら給水区域を順次拡大してきたことから、最終的な給水区域が明確ではない中において、施設整備を行わざるを得ませんでした。

このため、県営水道は、近隣の水道事業者と比べて多くの水道施設を保有するに至っており、必ずしも効率的な配置がなされているとはいえない状況にあります。

<他事業者との比較（H24時点）>

	県営水道	横浜市	川崎市
給水人口(千人)	2,791	3,708	1,440
給水面積(km ²)	809	435	144
管路延長(km)	9,119	9,255	2,520
配水池数(箇所)	136	23	7

(3) 東日本大震災の影響

東日本大震災とこれに続く福島第一原子力発電所の事故は、各地に様々な被害をもたらしました。県営水道でも、地震による直接的な被害は軽微であったものの、その後の原発事故による放射性物質の飛散や電力需給逼迫による計画停電への対応、燃料や薬品、資機材の確保など、これまで想定していなかった事象への対応を通じ、危機管理の重要性を改めて認識させられました。

水道施設の耐震対策については、これまで、発生の切迫性が指摘されている東海地震（震度5弱から6弱、レベル1地震動）に備えた耐震補強に取り組み、浄水場等の基幹施設の耐震化はほぼ完了しています。

その後、平成20年の水道施設の技術的基準を定める省令の改正により、想定される最大級の地震に備えることとされ、現在は、県営水道の給水区域で最大規模と想定される南関東地震（震度6弱から7、レベル2地震動）に対応した耐震化を進めています。現在の耐震化の状況は、基幹管路の耐震適合率66%、主要な配水池の耐震化率18%、また、浄水施設については、平成21年度から耐震診断及び耐震補強工事を順次実施している段階です。

今回、未曾有の大震災を経て、耐震対策については、着実な取組に加え、今後一層のスピード感をもって進めることが求められています。さらに、復旧・応急体制や緊急時の危機管理体制の実効性の確保など、震災の経験を活かした対策にも取り組んでいく必要があります。

(4) 水道水質への高い関心

県営水道では、これまでも河川への油や工業用薬品・農薬などの流出事故に備えた水質管理体制の強化に努めてきたほか、水道水源では、湖におけるアオコ対策の実施、浄水場では魚類監視装置や油分計による水質監視、じゃ口から出る水道水については、水質検査計画に基づき、毎日108箇所で行うなど、各段階ごとにきめ細かい水質管理を実施し、常に水道水の安全と質の向上に努めています。

しかしながら、東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性物質に対する不安が高まりました。また平成24年5月に発生した利根川水系の水質事故では、浄水施設では対応が困難な物質が水源に流入することで、大規模な取水障害や断水が発生しており、水道水の安全性やおいしさに対するお客様の関心の高まりや信頼に応えるために、不断の取組が求められています。

【 県営水道の水質（平成24年度の平均値） 】

水質項目	単位	おいしい水の要件	寒川浄水場系	谷ヶ原浄水場系
硬度	mg/L	10～100	63	55
臭気強度	-	3以下	1未満	1未満
残留塩素	mg/L	0.4以下	0.4	0.4
水温		20以下	16.6	15.6

(5) 事業運営にかかる新たな動き

県営水道では、これまでも近隣水道事業者との連携による水源開発や、民間活力の活用による各種業務の委託化やPFI手法による施設の更新など、時代に即した事業運営を図ってきました。

こうした事業者間の連携を図ることは、今後も水道事業を持続的に運営していく上で、重要な推進要素となっています。

近隣水道事業者間の連携については、平成19年の「今後の水道事業のあり方を考える懇話会」の答申をもとに、県内5水道事業者を中心に設置された「神奈川県内水道事業検討委員会」で検討が進められた結果、水質管理センター（仮称）の設置や水道施設の共通化・広域化の方向性が示されていることから、今後、連携を図りながら確実に進めていく必要があります。

また、公民連携の視点からは、県営水道が蓄積した運営のノウハウなどを民間事業者が習得し、国内や海外へ水道事業を展開していくための支援をする目的で、平成26年度から「箱根地区水道事業包括委託」を実施することとしています。

このように、住民や近隣水道事業者、民間企業等との連携を通じ、新たな課題の解決に向けて積極的な取組が求められています。

さらに、ほぼ半世紀ぶりに全面的な見直しが図られた地方公営企業会計制度の見直しへの対応も重要です。民間の企業会計原則を取り入れるなど従前の会計基準から大きく変更されることから、見直しに伴う影響などを明確にした上で、経営状況についての説明責任を果たしていく必要があります。

将来展望と水道システムの再構築

県営水道は、取り巻く環境と課題を踏まえ、将来にわたって、安全で良質な水の安定的な供給を持続していくため、30年程度先の将来を展望した水道システムの再構築を推進します。

1 水需要の動向

「かながわグランドデザイン基本構想」における将来人口推計では、県営水道の給水区域内の人口は、平成27年度にピークを迎え、その後は減少に転じるものと予測されています。

このため、県営水道の給水人口は、現在の279万人が、30年後には240万人を下回るものと想定され、施設規模のもととなる1日最大送水量についても、現在の106万 m^3 から95万 m^3 程度になるものと予測されます。

2 中長期を見通した水道システムの再構築

県営水道は既に維持管理の時代に入っており、今後の水需要の動向を踏まえ、中長期を見通し、水道システムの再構築を図る必要があります。

(1) 中長期の見通し

<この30年間に本格化する施設の更新>

県営水道では、高度経済成長と人口の急増による水需要の増大に対処するため、昭和42年より寒川浄水場や谷ヶ原浄水場を増設する第6次拡張事業がスタートし、以降、平成11年度に終了した第9次拡張事業まで、施設の拡張・拡充の時代が続きました。こうした高度経済成長期に整備された主要施設は、その多くが今後30年の間に法定耐用年数を迎えます。

このたび「施設の見える化」の取組として、水道施設について一定の耐用年数をもとに平成54年度までの（約30年間の）更新コストの将来推計を行ったところ、約6,300億円（年平均約210億円）と試算されました。これは、現在の年間建設改良費の規模（平成25年度予算で約130億円）をはるかに超えるものであり、老朽施設の更新需要が本格化していくことが見通されます。

<スピード感を持った耐震対策を>

さらに水道施設の耐震化については、平成20年の水道施設基準の改正以降、重要な施設については、レベル2地震動に対応するための耐震対策を進めていますが、現時点では浄水場等の耐震診断を終えたところであり、耐震補強工事は今後本格化していくこととなります。また管路については、平成17年1月から「耐震管」の定義が、離脱防止性能にも優れた「耐震継手管」に全国的に統一されたことから、現時点で全管路の耐震化率は16%となっています。

水道施設の耐震化は、東日本大震災を踏まえて、一層のスピード感を持った対応が求められています。

(2)水道システムの再構築と展望

ア 基本的な考え方

(ア)施設の再構築と適切な管理運営

人口や給水量が漸減していく中で、水道施設の更新需要が増大することから、水需要減少に対応した施設のダウンサイジングや統廃合を行い、計画的に施設の更新を進めます。また、個々の施設の現状を的確に把握した上で、適切な補修・維持管理や施設の長寿命化などを行い、中長期的な視点に立った適切な管理運営を行います。

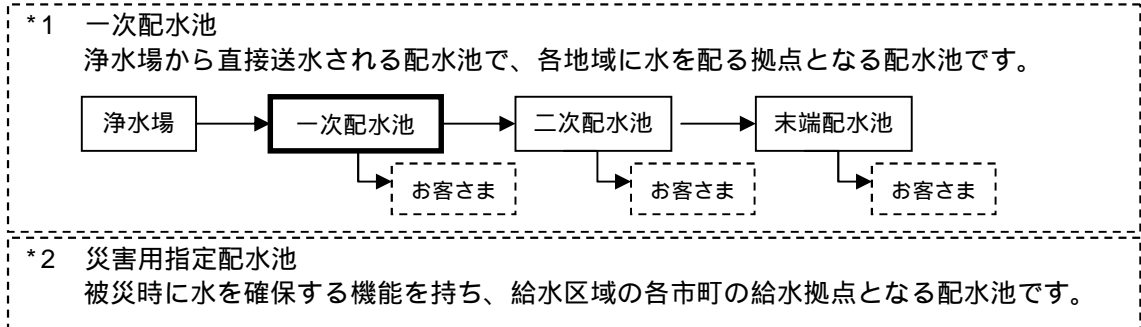
(イ)広域による推進

さらに、高低差による位置エネルギーの活用による効率的運営を図る観点から、近隣水道事業者と連携し、浄水場の統廃合や取水地点の上流移転を図るほか、効率的な施設利用や共同処理など、広域化による水道システムの再構築についても検討を進めます。

(ウ)耐震化の重点実施

優先的に実施する必要性の高いものや断水など被災による影響が大きいものなどから、重点的に耐震化を実施します。

具体的には、被災時に最も重要な給水拠点となる災害拠点病院や広域避難場所、主要駅等への供給管路の耐震化を優先的に進めるほか、被災による断水範囲や日数の影響を最小限にとどめるために、浄水場から一次配水池(*1)及び災害用指定配水池(*2)など、水道システムの上流部から優先して耐震補強に取り組みます。



イ 再構築の姿と中期的な取組方向

基本的な考え方に沿って実現を目指す長期的（概ね30年後）な主要施設の姿と、その実現に向けた中期的（概ね今後10年間）な取組方向は次のとおりです。

(ア)浄水施設

寒川浄水場

老朽化が進行している寒川第2浄水場は、企業団綾瀬浄水場からの供給体制を整備して、一時的な送水量の増加にも対応できる安定供給を確保した上で、廃止します。さらに、県西部への拠点配水池である平塚配水池について、企業団伊勢原浄水場からの受水量の増加を図ります。

また、寒川第3浄水場については、耐震化を完了させた上で、今後のあり方について検討します。

谷ヶ原浄水場

高低差による位置エネルギーの活用に有利な上流域に位置するとともに、他の浄水場からの供給管路の整備が困難なことから、水道施設の広域化を図る中で、浄水処理能力の増強を検討します。また耐震化を完了させます。

< 中期的な取組方向 >

寒川第3浄水場と谷ヶ原浄水場は、今後10年間で耐震化を完了させます。

(イ)配水池・ポンプ所

安定給水の確保を図った上で、配水池は136箇所から100箇所程度（36箇所の減）に、ポンプ所は98箇所から90箇所程度（8箇所の減）に統廃合します。また、上流部にある重要度の高い配水池から順次耐震化を進めます。

< 中期的な取組方向 >

今後10年間で、配水池28箇所、ポンプ所7箇所を廃止します。また一次配水池及び災害用指定配水池の耐震化を完了させます。

(ウ)管路

給水区域内に布設されている管路の総延長は約9,000kmですが、このうち、送水管及び配水本管である「基幹管路」及び「老朽管」（昭和46年以前に布設した鋳鉄管及び鋼管）について、長期耐用型耐震継手管等を採用し、管路の長寿命化を図りながら、耐震化及び老朽管の解消を図ります。

基幹管路

基幹管路延長は約692kmであり、このうち老朽管が213km、老朽管以外でも耐震性に劣る管路が148km存在しています。耐震化を進める中で老朽管の解消を図ることが必要となる給水拠点の耐震補強を完了させます。

老朽管

老朽管の残存延長は1,315kmあります。概ね30年で更新を完了させます。

< 中期的な取組方向 >

今後10年間で、基幹管路の耐震適合率（現在66%）を72%以上とします。また、災害拠点病院や一次配水池、災害用指定配水池への供給管路の耐震化を完了させます。

(エ)小規模水源

簡易水道等の編入に伴い移管された小規模水源等は、切り替えが困難な5つの小規模水源を除き、大規模浄水場からの供給とし、安定供給を確認しながら順次廃止します。

< 中期的な取組方向 >

現在15箇所ある小規模水源のうち、今後10年間で6箇所を廃止します。

ウ 今後の展望

< 中期的な展望 >

5年以内に、災害拠点病院に供給する管路の耐震化を完了させるとともに、水道システムの上流部分からの耐震化を推進し、10年以内に、浄水場から一次配水池及び災害用指定配水池までの耐震化を完了させます。

【10年後】

優先的に実施する必要性の高い耐震化対策が終了します。

これにより、寒川・谷ヶ原浄水場や一次配水池などの重要給水拠点での供給体制が確実なものとなることから、被災時には、給水区域の各市町に設置されている主要な配水池への給水を続けられるようになります。また、災害拠点病院への水の供給体制が確実なものとなります。

管路の耐震化が進み、断水などの復旧日数が短縮され、影響が最小限にとどまります。

< 長期的な展望 >

30年間で、水需要減少に対応し、寒川第2浄水場の廃止や、さらなる小規模水源や配水池などの統廃合を実施します。

また、一次配水池や災害用指定配水池などから各地域へ供給する施設の耐震補強を完了させ、広域避難場所や主要駅などの重要な給水拠点への供給管路の耐震化を完了させるほか、長期耐用型耐震継手管等を採用し、被災時の影響を最小限にとどめます。

【30年後】

水道システムの再構築が完成し、老朽化した施設や管路の更新が完了し、県営水道の持続性が確保されます。

広域避難場所や主要駅などへの供給管路の耐震化が終了し、お客さまに最も近い配水池への給水体制も確保されるなど、優先すべき耐震化対策は全て終了することとなります。

その後は残存する管路の耐震化対策を計画的に取り組んでいくこととなります。

経営計画の基本的な考え方

1 神奈川県営水道の経営理念

お客様の快適な生活と社会経済活動を支える災害に強いライフラインとして、安全で良質な水の安定的な供給に努める。

また、常に効率的な経営に努めるとともに、お客様サービスのさらなる向上を図り、信頼される水道サービスの提供をめざす。

2 策定の基本方向

(1) 位置づけ

本計画は、現行の水道事業経営計画（平成18年度から平成27年度まで）の取組実績を踏まえて、計画期間を前倒して改定するものであり、水道施設の将来の姿や、中期的（概ね10年間）な整備の方向性を明らかにした上で、今後5年間の経営計画を定めるものであり、計画に基づき、毎年度の予算や運営方針を定め、施策や事業を実施していきます。

(2) 策定にあたっての留意点

中長期の視点に立ち、計画期間中の実行を期す

水道システムの将来のあるべき姿や、中期的な施設整備の方向性を踏まえ、施策・事業の当面の到達点の考え方や目標を明らかにした上で、計画的な施設更新に取り組み、計画期間中の確実な完了を目指します。

安全・安心の重視

安全で良質な水の安定的な提供という水道事業者としての使命は、東日本大震災を経てますます重要なものとなっています。

水質管理体制の強化や、施設の優先度を踏まえた耐震化の早期実施、多岐にわたる事象を想定した訓練の実施など、優先順位の明確化や対象の重点化を図り、安全・安心を重視し取り組みます。

的確な財政収支見通しのもとでの推進

これまでも様々な経営改善に取り組んできましたが、水道料金収入は今後も減少が見込まれており、一層の経営努力が求められています。

引き続き、業務プロセスの改善などの経営改善に取り組みながら、的確に財政収支を見通した上で、着実に施策や事業を推進します。

3 計画期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間

施策の方向性と主要事業の体系

1 施策の方向性

「神奈川県企業庁経営方針」を踏まえ、施策の方向性を次のとおり定め、現在の計画との連続性にも配慮しながら取り組みます。

(1) 「安心」のために

安全・安心なライフラインづくりに向け、「より安全で良質な水づくり」や「災害や事故に備えた強靱な水道づくり」に取り組みます。

また、「お客さまから信頼される事業運営」を図ります。

(2) 「持続」のために

効率的かつ計画的な施設の整備と更新を推進することにより、「安定した水の供給体制の確保」を図るとともに、「健全経営の堅持と経営基盤の強化」に努めます。

(3) 「貢献」のために

県営水道が永年培ってきた技術やノウハウを活かし、「地域社会や国際社会への貢献」に資する事業展開を図ります。

2 主要事業の体系

主要事業の体系		
安心	1 より安全で良質な水づくり	(1) 水質監視体制の整備 (2) 残留塩素濃度の低減化・平準化 (3) 鉛製給水管の解消 (4) 貯水槽水道の適正管理の推進
	2 災害や事故に備えた強靱な水道づくり	(1) 浄水場や配水池等の耐震化 (2) 管路の耐震化 (3) 配水運用及びデータ通信回線設備の更新 (4) 危機管理体制の強化
	3 お客さまから信頼される事業運営	(1) お客さまサービスの向上 (2) 情報提供の拡大や広報の強化 (3) 新たな会計基準への対応と経営の明確化 (4) 環境に配慮した取組
持続	4 安定した水の供給体制の確保	(1) 老朽管の更新 (2) 大口径老朽管の更新 (3) 老朽設備の更新 (4) 配水池等の統廃合 (5) 漏水の防止対策 (6) 配水管網の再構築
	5 健全経営の堅持と経営基盤の強化	(1) 広域・連携の推進と民間活力の活用 (2) 財務体質の強化 (3) 収入の確保 (4) 水道料金体系のあり方の検討 (5) ICTの推進 (6) 人材育成と組織力の強化
貢献	6 地域社会や国際社会への貢献	(1) かながわ方式による水ビジネスの推進 (2) 海外への技術支援 (3) 地域との連携の強化

<主要事業の概要>

施策の方向性	主要事業	構成事業	事業内容	事業年度
1 より安全で良質な水づくり 【 64.1億円】	(1) 水質監視体制の整備 【 3.6億円】	水質検査機器等整備事業	水質検査機器等を計画的に整備・更新する	H26～30
		水質管理センター(仮称)の設置	水源を同じくする近隣水道事業者と共同で設置する	H26～30
	(2) 残留塩素濃度の低減化・平準化 【 7.4億円】	残留塩素濃度の低減化・平準化事業	自動水質測定装置及び追加塩素消毒設備を維持、更新する	H26～30
	(3) 鉛製給水管の解消 【 51.2億円】	鉛管解消事業	公道内に残存する鉛製給水管を平成27年度までに解消する	H26～27
	(4) 貯水槽水道の適正管理の推進 【 1.9億円】	貯水槽水道適正管理推進事業	小規模貯水槽水道の設置者に対し、管理の徹底と検査実施について情報提供や各戸調査を計画的に進める	H26～30
2 災害や事故に備えた強靱な水道づくり 【117.7億円】	(1) 浄水場や配水池等の耐震化 【 29.6億円】	基幹浄水場耐震化事業	平成30年度までに寒川第3浄水場の耐震化(レベル2対応)を完了する	H26～30
		一次配水池等耐震化事業	浄水場から直接送水される配水池等の耐震化(レベル2対応)を図る [目標]配水池の耐震化 18% 36%へ向上	H26～30
	(2) 管路の耐震化 【67.0億円】	重要給水施設配水管耐震化事業	災害拠点病院等への供給管路の優先的な耐震化を図る [目標]県指定災害拠点病院9箇所の全てを実施	H26～30
		基幹管路耐震化事業	老朽管ではないが、耐震性の劣っている基幹管路の耐震化を図る [目標]基幹管路耐震適合率 66% 69%へ向上	H26～30
		大口径老朽管リフレッシュ事業【再掲事業】	基幹管路(大口径管等)の老朽管を計画的に更新するとともに耐震化を図る [目標]基幹管路耐震適合率 66% 69%へ向上	H26～30
		老朽配水管リフレッシュ事業【再掲事業】	老朽管を計画的に更新するとともに耐震化を図る [目標]全管路の耐震化率 16% 20%へ向上	H26～30
	(3) 配水運用及びデータ通信回線設備の更新 【 18.7億円】	配水運用システム更新事業	寒川浄水場配水運用システムを計画的に更新する	H26～30
(4) 危機管理体制の強化 【 2.4億円】	非常用発電設備整備事業	停電時に備え、加圧ポンプ所に非常用発電設備を計画的に設置する	H26～27	
	応急給水体制整備促進事業	市町が行う非常用貯水タンクの設置への協力等を行う	H26～30	
	ポンプ所等のセキュリティの強化	ポンプ所等の囲障強化等により、保安強化を計画的に行う	H26～30	
3 お客さまから信頼される事業運営 【 11.5億円】	(1) お客さまサービスの向上 【 3.8億円】	上下水道料金管理システム改善事業等	ICTの活用やシステム改善等を行い、お客さまの利便性を高める	H26～30
	(2) 情報提供の拡大や広報の強化 【 3.4億円】	広報・広聴事業	安全性等お客さまの関心の高い広報及び広聴活動に努める	H26～30
	(3) 新たな会計基準への対応と経営の明確化	新たな会計基準への対応と経営の明確化	新会計基準に的確に対応し、経営実態を明確化するとともに、効率的な経営を実施する	H26～30
	(4) 環境に配慮した取組 【 4.3億円】	省エネルギー化推進事業	ポンプ設備の台数や出力の見直し等、施設の適正化による省エネルギー化を図る	H26～30

施策の方向性	主要事業	構成事業	事業内容		事業年度
4 安定した水の供給体制の確保 【730.5億円】	(1) 老朽管の更新 【234.2億円】	老朽配水管リフレッシュ事業	老朽管について、優先順位を定めて計画的に更新するほか、長期耐用型耐震継手管等を採用し、ライフサイクルコストの低減化を図る 【目標】全管路に占める老朽管の割合 18% 15%へ減少		H26～30
	(2) 大口径老朽管の更新 【210.9億円】	大口径老朽管リフレッシュ事業	老朽化した基幹管路について、優先順位を定めて計画的に更新する 【目標】基幹管路の老朽管残存率 31% 28%へ減少		H26～30
	(3) 老朽設備の更新 【162.4億円】	老朽設備更新事業	浄水場の電気設備等について適切な点検や補修を行い長寿命化を図りながら、効率的・計画的に更新する		H26～30
			寒川浄水場排水処理施設運営事業	P F I方式により効率的な運営を継続する	H26～30
			谷ヶ原浄水場排水処理施設更新事業	効率的な施設運営と施設更新を行う	H26～30
	(4) 配水池等の統廃合 【20.6億円】	配水池等統廃合事業	水道システムを適切に運営するために必要な維持管理・改良を行う		H26～30
			配水池及びポンプ所の統廃合や小規模水源の廃止を行う 【目標】配水池23箇所、ポンプ所6箇所の廃止		H26～30
	(5) 漏水の防止対策 【17.4億円】	老朽給水管解消事業	ポリエチレン製給水管の残存状況を把握し解消を図る 【目標】有効率95%		H28～30
送配水管弁栓類等点検調査事業			東日本大震災で漏水の多かった空気弁等の点検を計画的に実施する	H26～30	
(6) 配水管網の再構築 【85.0億円】	配水管網再構築事業	管網整備や小口径管統合により、適正な水量水圧の確保とともに、配水管網の再構築を図る		H26～30	
5 健全経営の堅持と経営基盤の強化	(1) 広域・連携の推進と民間活力の活用	効率的な事業運営の徹底	近隣水道事業者との広域化の推進や業務委託のさらなる推進により、経営の効率化を図る		H26～30
	(2) 財務体質の強化	借入金残高の減少	借入金残高を計画的に縮減する		H26～30
	(3) 収入の確保	収入の確保	未納対策の強化や資産の有効活用等を図る		H26～30
	(4) 水道料金体系のあり方の検討	水道料金体系のあり方の検討	水道利用の実態を反映した水道料金体系のあり方等を検討する		H26～30
	(5) I C Tの推進	I C Tの推進	I C Tの利活用により内部事務の効率化を図る		H26～30
	(6) 人材育成と組織力の強化	人材育成と技術の継承	人材育成と技術の継承を図る		H26～30
6 地域社会や国際社会への貢献	(1) かながわ方式による水ビジネスの推進	箱根地区水道事業包括委託事業	民間事業者による水道事業運営の技術とノウハウの習得を支援する		H26～30
	(2) 海外への技術支援	海外への技術支援	開発途上国の公衆衛生の向上や水道事業の改善に取り組む		H26～30
	(3) 地域との連携の強化	地域との連携の強化	水道メータ分解作業の福祉施設の委託等、地域福祉への貢献事業等に取り組む		H26～30

経営計画期間中の 主要事業費の計	923.8億円	資本的支出	774.6億円
		収益的支出	149.2億円

主要事業

1 より安全で良質な水づくり

(1) 水質監視体制の整備

ア 現状と課題

県営水道は、これまでも、河川管理者や他の利水者とも連携し、相模湖及び津久井湖においてアオコ発生の抑制に取り組むほか、相模川水系における油や薬品の流入などの水質汚染事故に備えた水質監視体制の整備や、近隣水道事業者と連携した事故対応などを図り、安全で良質な水を提供してきました。

今後も、さらに精度と信頼性の高い水質監視体制を整備するとともに、水質事故時における迅速な対応や、新たな水質課題にも対応していくことのできる技術力の向上に努めていくことが求められています。

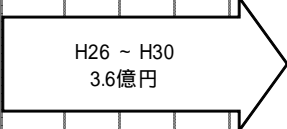
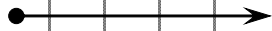
イ 取組内容

水道水質の安全性と信頼性を高めるため、水質検査・監視機器等の適切な整備と更新を図り、水源からじゃ口までの水質監視体制を充実します。

また、水道G L P () を有効利用して、水質検査の質の向上と検査結果の信頼性を確保するとともに、お客さまへの適時・適切な情報提供に努めます。

さらに、水源を同一にする近隣水道事業者とともに「水質管理センター(仮称)」を設置し、水源水質検査や水質事故対応等の強化を図ります。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画				
			事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
水質検査機器等整備事業	水質管理強化のための体制整備とお客さまからの信頼性の確保	水質検査・監視機器等の整備、更新 水質検査の質の向上と検査結果の信頼性の確保					
水質管理センター(仮称)の設置	水源を同じくする水道事業者と水質管理センター(仮称)を共同で設置	水源水質検査や水質事故対応の強化	●				

水道G L P

G L Pは「Good Laboratory Practice」の略称です。

水道G L Pは、水質検査結果が信頼できる検査機関であることを公益社団法人日本水道協会が認定する制度で、4年に1回、認定の更新審査を受けます。

県営水道の水質水質センターは、平成17年度に認定を受け、その後、更新されています。

(2) 残留塩素濃度の低減化・平準化

ア 現状と課題

県営水道では、これまで自動水質測定装置や追加塩素消毒設備を整備し、浄水場から送り出す水の残留塩素濃度の低減化と各地域における残留塩素濃度の平準化を図ってきました。

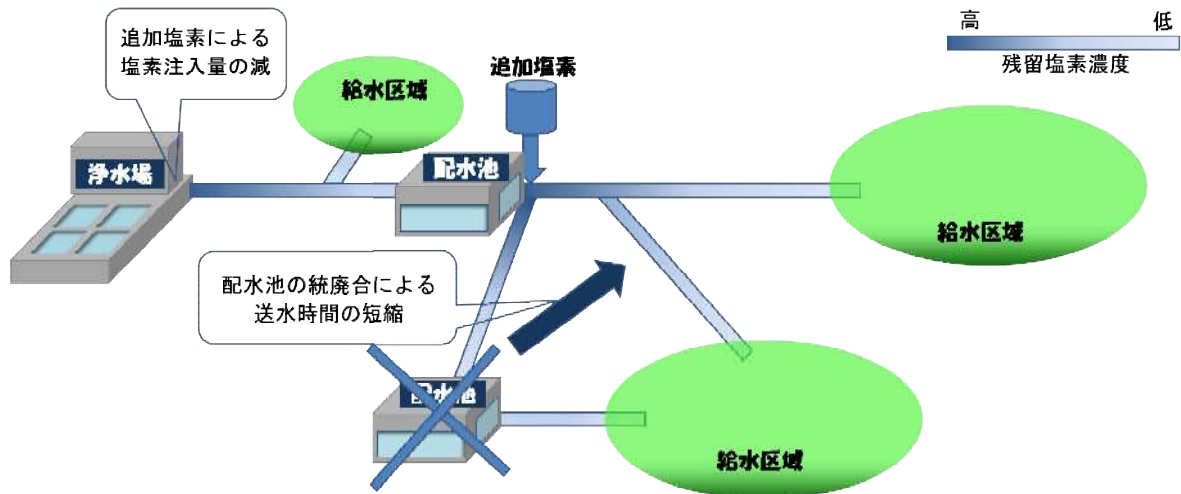
今後も、全てのお客さまに、よりおいしく水道水を飲んでいただくため、残留塩素濃度の低減化と平準化に取り組む必要があります。

イ 取組内容

おいしい水の要件である、残留塩素濃度 0.1～0.4mg/L を満たす地域をより広げるために、これまでに整備した自動水質測定装置や追加塩素消毒設備の適正な維持管理と更新を図ります。

また、配水池の統廃合や貯留容量の見直しにより、お客さまに水が届くまでの時間を短縮することで、より塩素の注入の少ない水をお届けするとともに、企業団受水における残留塩素濃度についても、企業団や近隣水道事業者とも調整を図りながら 10%低減を目指します。

【 残留塩素濃度の低減化イメージ 】



【年次計画】

構成事業	目標	事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
残留塩素濃度の低減化・平準化事業	残留塩素濃度の低減化と平準化	自動水質測定装置及び追加塩素消毒設備の適切な維持、更新 配水池の統廃合や貯留容量の見直し 企業団受水における残留塩素濃度の低減化	H26 ~ H30 7.4億円				

(3) 鉛製給水管の解消

ア 現状と課題

鉛製給水管は、お客さまから健康への不安感を持たれるほか、漏水が発生しやすいため、これまで重点的な解消を推進し、平成 16 年度末に所有していた公道内の鉛製給水管約 10 万 7 千件のうち、平成 24 年度末までに約 7 万 9 千件を解消しています。

イ 取組内容

お客さまの不安感を払拭するとともに漏水の発生を抑制するため、公道内に残存する約 2 万 8 千件の鉛製給水管を、国県道内などの効率的な施工が困難な箇所にあるものを除き、平成 27 年度までに解消します。

国県道内等に残る鉛製給水管は、今後、道路舗装工事等の施工時期と調整しながら、確実に解消していきます。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画					
			事業年度及び事業費					
			H26	H27	H28	H29	H30	
鉛管解消事業	お客さまから健康への不安感を持たれ、漏水も発生しやすい鉛製給水管の解消	残存している約 2 万 8 千件の鉛製給水管を平成 27 年度までに解消		H26 ~ H27 51.2 億円				

(4) 貯水槽水道の適正管理の推進

ア 現状と課題

現在、受水槽の容量が8 m³以下の小規模貯水槽水道の管理については、水道法や、県及び市の衛生行政が所管する条例に定期的な水質検査等の義務付けがされていないことから、県営水道では、これまで、小規模貯水槽水道の全ての設置者に対して、各戸調査による指導助言などを実施してきました。

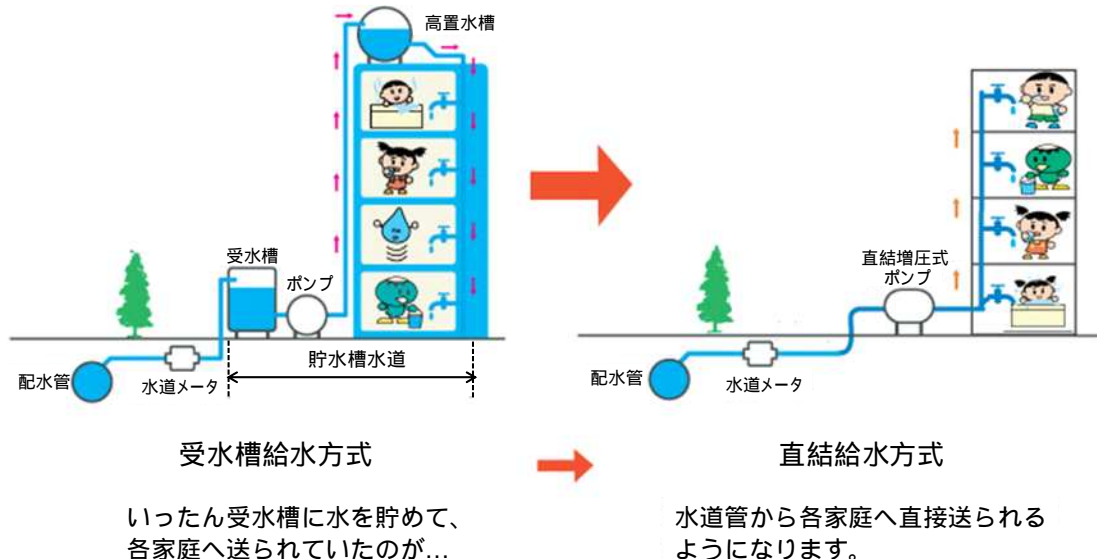
今後とも、衛生行政と連携しながら、小規模貯水槽水道の適正管理に向けた取組の継続が求められています。

イ 取組内容

受水槽の管理不足による水質の悪化を防ぎ、お客さまに安全で良質な水を使っていただくため、給水区域内に設置されている約13,000件の小規模貯水槽水道の設置者に対して、定期的に情報を提供するとともに、各戸調査に計画的に取り組めます。

また、各戸調査の実施にあわせ、受水槽が不要の直結給水方式への切り替えを促進します。

【直結給水方式への切り替えのイメージ】



【年次計画】

構成事業	目標	事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
貯水槽水道適正管理推進事業	8 m ³ 以下の全ての小規模貯水槽水道の管理の徹底	8 m ³ 以下の小規模貯水槽水道設置者への情報提供と各戸調査の計画的な実施 平成27年度まで、毎年度1,900件 平成28年度以降、毎年度2,600件	H26 ~ H30 1.9億円				

2 災害や事故に備えた強靱な水道づくり

(1) 浄水場や配水池等の耐震化

ア 現状と課題

県営水道では、既に浄水場や配水池等のレベル1地震動（東海地震）に備えた耐震化をほぼ完了させており、現在は、給水区域内で想定される最大規模となるレベル2地震動（南関東地震）に対応するための耐震診断と耐震補強に取り組んでいます。

地震による被害を最小限に抑え、給水の確保が図られる水道とするため、引き続き、浄水場等の耐震化を推進することが求められています。

イ 取組内容

被災時においても浄水処理を継続し、お客さまへの安定給水を確保するため、浄水場や浄水場から直接送水される一次配水池など、水道システムの上流部からの耐震化を推進し、平成30年度までに寒川第3浄水場の耐震化を完了させます。

また、一次配水池に加えて、被災時に水を確保する機能を持ち、各市町の給水拠点となる災害用指定配水池の耐震化を推進し、「配水池の耐震化率」を現在の18%から、平成30年度までに36%まで向上させます。

【水道施設の耐震化】



【年次計画】

構成事業	目標	事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
基幹浄水場耐震化事業	寒川第3浄水場の耐震化を完了	給水区域内で想定される最大規模の地震動に対応するため、浄水場の耐震化を図る	H26 ~ H30 10.0億円				
一次配水池等耐震化事業	配水池の耐震化率を18%から36%に向上	給水区域内で想定される最大規模の地震動に対応するため、配水池等の耐震化を図る	H26 ~ H30 19.6億円				

(2) 管路の耐震化

ア 現状と課題

管路の耐震化については、給水区域全域で耐震継手管を採用するほか、被災時における給水への影響を考慮し、広域避難場所に供給する管路や、緊急輸送道路に埋設されている管路を優先した更新を実施し、現行の計画目標を前倒しで達成できる見込となりました。

しかし、被災による管路の破損は、断水を招くなど社会的影響が大きいことから、強靱な水道の構築に向けて、より一層スピード感を持った耐震化に取り組むことが求められています。

イ 取組内容

災害時において重要な給水拠点となる、医療施設や広域避難場所、主要駅等への供給管路を優先して耐震化を進めます。

特に、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院への供給管路について、平成30年度までに耐震化を完了させます。

また、浄水場から主要配水池への基幹管路について、被災時に及ぼす影響が大きいことから、老朽化及び耐震性の劣っている管の耐震化を優先して実施し、「基幹管路の耐震適合率()」を現在の66%から69%まで向上させます。

さらに、給水区域全域において、長期耐用型耐震継手管等を採用することにより、管路の長寿命化を図りながら、同時に耐震化を推進することとし、「全管路の耐震化率」を現在の16%から20%まで向上させます。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画				
			事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
重要給水施設配水管耐震化事業	神奈川県が指定する災害拠点病院9箇所につながる管路の耐震化を全て実施	医療施設や広域避難場所、主要駅等への供給管路の耐震化	H26～H30 59.9億円				
基幹管路耐震化事業	基幹管路の耐震適合率を66%から69%に向上	基幹管路のうち、非老朽管かつ非耐震管の耐震化	H26～H30 7.1億円				
大口径老朽管リフレッシュ事業【再掲事業】	基幹管路の耐震適合率を66%から69%に向上 基幹管路の老朽管残存率を31%から28%に減少	基幹管路(大口径管等)の老朽管を計画的に更新するとともに耐震化を図る	H26～H30 210.9億円				
老朽配水管リフレッシュ事業【再掲事業】	全管路の耐震化率を16%から20%に向上 全管路に占める老朽管延長を15%に減少	老朽管を計画的に更新するとともに耐震化を図る 長期耐用型耐震継手管を採用	H26～H30 234.2億円				

基幹管路の耐震適合率

強固な地盤に埋設されている管などは、必要な耐震性能を備えていることから、国において、これらの管を耐震適合性のある管として位置づけています。

そのため、基幹管路については、耐震管及び耐震適合性のある管の割合を「基幹管路の耐震適合率」として位置づけ、効果的に耐震化を進めていきます。

- ・ 基幹管路...送水管及び配水本管
- ・ 配水本管...口径450mm以上の送水管以外の管

(3) 配水運用及びデータ通信回線設備の更新

ア 現状と課題

寒川浄水場では、無線設備を主体とするデータ通信回線設備により、県営水道全体の約7割を占めるポンプ所や配水池の情報を収集し、浄水場内に設置している配水運用設備によって、その情報の処理や、施設の監視・制御を行っています。

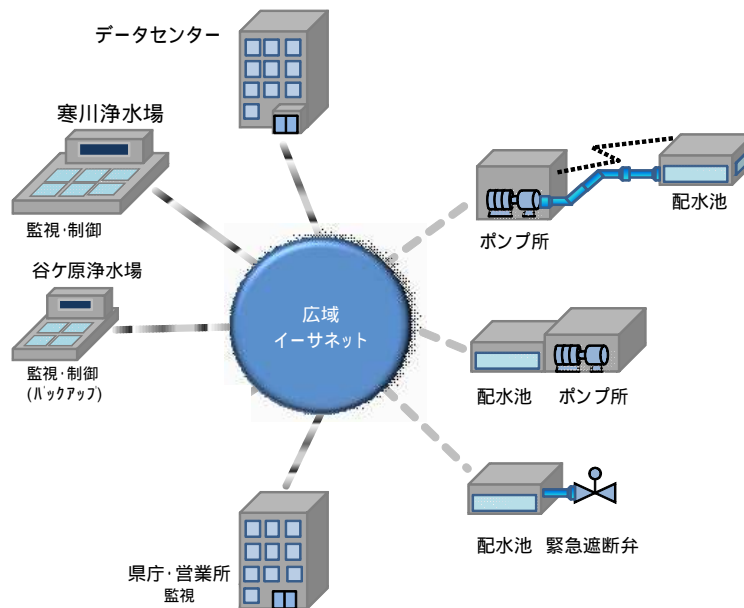
配水運用設備及びデータ通信回線設備は、水道水の安定供給を行う上で必要不可欠なシステムであり、平成25年度から、老朽化に伴う更新工事に着手しています。

イ 取組内容

新たな配水運用システムは、災害対応力の一層の強化を図るために情報処理の主要設備であるサーバを、停電や地震などに対する危機管理体制が確立している外部のデータセンターに設置します。

データ通信回線設備については、二重化やループ化により強固なネットワークが生まれ、信頼性が高い広域イーサネット網を活用して構築するほか、バックアップとして監視制御ができる箇所の複数確保を図ります。

【新配水運用システムのイメージ】



【年次計画】

構成事業	目標	事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
配水運用システム更新事業	水道水の安定供給の確保と災害対応力の強化	広域イーサネット網とデータセンターを活用した配水運用システムの更新	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> H26 ~ H30 18.7億円 </div>				

(4) 危機管理体制の強化

ア 現状と課題

県営水道は、これまでも、災害に強いライフラインを目指し、浄水場や管路などの施設の耐震性の向上を図るほか、給水区域の各市町や近隣水道事業者との応援体制、民間事業者と連携した応急復旧体制、被災時に必要となる物資の調達方法の確立等に努めてきました。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故で発生した放射性物質の飛散や電力需給逼迫による計画停電への対応、燃料や薬品、資機材の確保など、これまで想定していなかった多くの事象と課題を受け、「企業庁災害対策計画」を改正するなど、災害対策の見直しを図ってきました。

今後とも、様々なリスクを想定した危機管理対策を充実させ、さらなる災害対応力の向上を図ることが必要です。

イ 取組内容

(ア) 応急体制の充実

市町の役割となっている地震災害時等の応急給水が、円滑に行われるように、必要な量の水の確保や供給を支援するほか、市町が行う非常用貯水タンク設置への協力を引き続き実施します。

また、応急復旧が早期に図られるよう、今後も近隣水道事業者など関係者と連携し、定期的に実効性のある訓練を行い、災害時の対応能力の向上を図るほか、停電時の断減水を防ぐため、加圧ポンプ所に非常用発電設備を設置します。

(イ) 危機管理体制の強化

様々な危機を想定した訓練や危機管理に関するマニュアル等を充実し、職員の危機管理意識のさらなる向上に努めます。

また、タブレット端末等を活用し、より多くの情報収集と最適な判断ができるようにするなど、迅速かつ効果的な災害対応の実現に努めるほか、災害や事故の発生時には、水道水への影響を迅速かつ正確に把握し、水道の安全性などお客さまの関心の高い情報の積極的な提供に努めます。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画				
			事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
非常用発電設備整備事業	加圧ポンプ所における停電時の電力確保	停電時の断水を防ぐため、加圧ポンプ所に非常用発電設備を計画的に設置	H26 ~ H27 0.9億円				
応急給水体制整備促進事業	災害対応力のさらなる向上	市町が実施する非常用貯水タンク設置の支援	H26 ~ H30 0.2億円				
		効率的かつ実効性のある訓練	●	●	●	●	●
		断水時の応急給水体制の充実	●	●	●	●	●
		危機管理マニュアル等の充実	●	●	●	●	●
迅速かつ効果的な災害対応の実施	●	●	●	●	●		
ポンプ所等のセキュリティの強化	ポンプ所等の保安機能の強化	ポンプ所等の囲障強化等	H26 ~ H30 1.3億円				

3 お客さまから信頼される事業運営

(1) お客さまサービスの向上

ア 現状と課題

県営水道は、これまでも、お客さまのニーズに応えるため、お客さまコールセンターの開設やクレジットカード払いの導入など、お客さまサービスの向上に努めてきました。

今後とも、多様化するお客さまのニーズに対応し、より利便性の高い水道であり続けることが求められています。

【お客さまサービス向上の実施状況】

実施年度	お客さまサービス向上の取組
平成9年度	・コンビニエンスストアでの水道料金支払いの導入
平成15年度	・上下水道料金一括納付制度の導入
平成17年度	・水道使用開始・休止のインターネット受付の導入
平成19年度	・お客さまコールセンターの設置 ・口座振替指定日制度の導入 ・上下水道料金とりまとめ制度の導入
平成23年度	・お客さまコールセンターの業務拡大
平成24年度	・クレジットカード払いの導入

イ 取組内容

お客さまのニーズに対応した利便性の向上を図るなど、さらなるサービスの向上に努めます。

- ・ お客さまコールセンターの受付時間や受付業務の拡大を図ります。
- ・ 水道料金等の新たな支払方法として「ペイジー」を導入します。
- ・ ICTを活用し、水道工事や料金減免に伴う各種申請・届出の電子化を進めます。
- ・ タブレット端末を活用し、水道料金や工事等に関する情報をお客さまに分かりやすく説明します。

【年次計画】

構成事業	目標	事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
			H26 ~ H30 3.8億円				
上下水道料金管理システム改善事業等	納付サービスの向上 内部事務の効率化 新たな料金支払方法の導入 ICTを活用した各種申請の電子化 その他サービスの向上	お客さまサービス向上のためのシステム改善を社会状況を検討しながら随時実施					
		お客さまコールセンター業務の拡大					
		各種申請の電子化	●	→			
		ペイジーの導入					
		タブレット端末によるお客さま対応		●	→		

(2) 情報提供の拡大や広報の強化

ア 現状と課題

お客さまから、県営水道への理解と関心をいただき、安心して水道を使っているため、これまでも、広報紙「さがみの水」や、水道キャンペーン等の各種イベントを通じて様々な情報を提供するとともに、「水道教室」や「水道モニター制度」に取り組み、お客さまとの双方向のコミュニケーションを図り、お客さまの声を事業運営に反映してきました。

今後とも、お客さまから理解と信頼をいただける水道であるため、これらの活動をさらに充実させていく必要があります。

イ 取組内容

お客さまの関心が高い内容や、水質、断水に関する事などについて、効果的な方法によって積極的な情報発信に努めます。

また、お客さまとのコミュニケーションを充実させるとともに、水道水の安全性やおいしさを効果的に伝えることにより、お客さまから信頼される水道を目指します。

- ・ SNSの活用等、必要な情報を多くのお客さまに情報発信します。
- ・ 子育て世代やお子さまなど、お客さまの知りたい情報を選定し、効果的な広報を実施します。
- ・ 事業内容や経営状況の分かりやすい広報に努めます。

【年次計画】

構成事業	目標	事業計画					
		事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
広報・広聴事業	県営水道を理解いただく広報の充実 お客さまの意見をいただく広聴の充実 その他県営水道事業への理解と関心を深めていただく取組の充実	広報内容及び機会の充実 広聴活動の充実 コミュニケーション充実のためのイベント等を随時実施	H26 ~ H30 3.4億円				
		SNSの活用等による情報発信	●	→			
		情報を選定した効果的な広報	●	→			
		水に関する体験活動や環境教室	●	→			

(3) 新たな会計基準への対応と経営の明確化

ア 現状と課題

平成 26 年度から、地方公営企業の会計基準が、民間の企業会計基準に準拠した内容に見直されます。

これまでは、公営企業独自の基準が適用されていたため、経営実態が見えにくいところがありましたが、民間企業などとの経営実態の比較がしやすくなり、経営状況がより明確化されることになることから、更なる効率的な経営が求められることとなります。

イ 取組内容

新たな会計基準に的確に対応し、貸借対照表などの財務諸表において、財務状態や資産状況をより分かりやすくするほか、引き続き「会計の見える化」などにより業務の実施状況を公表し、業務運営の透明化を図ります。

これにより、県営水道の経営実態のより一層の明確化と説明責任を果たしていくほか、さらなる効率的な経営を目指します。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 計 画							
		事 業 内 容	事 業 年 度 及 び 事 業 費						
			H26	H27	H28	H29	H30		
新たな会計基準への対応と経営の明確化	平成26年度からの新たな地方公営企業会計制度への的確な対応	経営実態を明確にし、効率的な経営を実施	●	→					

(4) 環境に配慮した取組

ア 現状と課題

県営水道では、これまでも環境負荷への低減を目的として、設備更新時における省エネ型機器の導入や再生可能エネルギーの利用を積極的に行ってきましたが、より良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、今後もこれらの取組を継続していくことが必要です。

【環境に配慮した取組】



寒川第3浄水場太陽光発電設備



電気自動車

イ 取組内容

ポンプ設備等の更新にあたっては、高効率機器を導入するとともに、ポンプ設置台数の見直しや出力の変更など、施設のダウンサイジングを図り、水道システム全体の電力使用量を抑制します。

また、新たに建物を設置する際には、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量を削減します。

さらに、工事などで発生する建設副産物の削減や再資源化、浄水発生土の有効利用など、環境に配慮した取組を推進します。

【年次計画】

構成事業	目標	事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
			H26 ~ H30 4.3億円				

4 安定した水の供給体制の確保

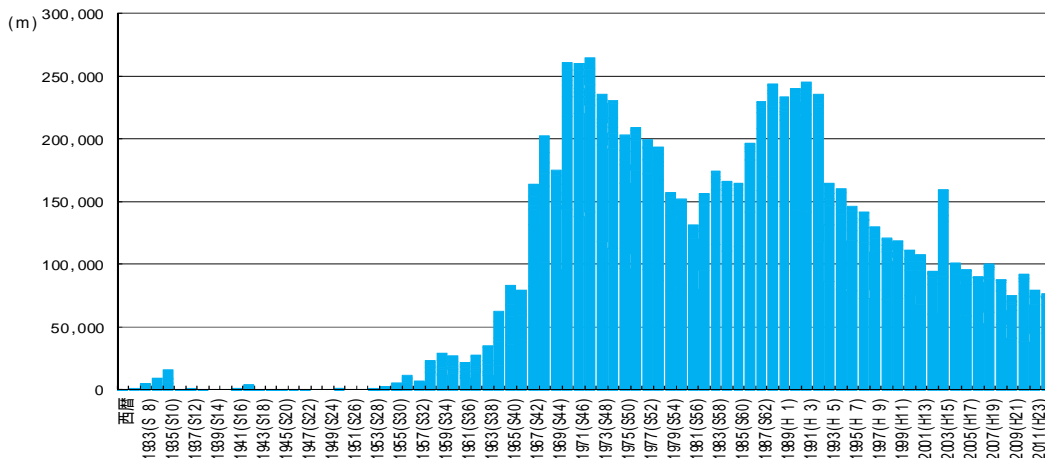
(1) 老朽管の更新

ア 現状と課題

県営水道は、創設期より、水需要の増加に対応するため、施設を拡張してきましたが、その第1次ピークにあたる高度経済成長期の昭和46年以前の鑄鉄管等を老朽管と位置付け、計画的な更新を図ってきました。

これらの老朽管は、平成24年度末現在、全管路の約18%（残存延長1,315km）を占めており、安定した水の供給体制を確保するため、今後も計画的な更新を着実に実施していくことが必要です。

【 布設年代別管路残存状況 】



イ 取組内容

水質への影響や漏水発生の抑制を図るため、引き続き、優先順位を定め、老朽管の更新を計画的かつ着実に推進し、平成30年度までに、老朽管の割合を15%（残存延長1,079km）とします。

また、長期耐用型耐震継手管や長寿命化対策をほどこした鋼管を採用し、管路の長寿命化によるライフサイクルコストの低減化を図るなど、より効率的な更新に努めます。

参考 水道管の長寿命化

管材料や技術の進歩により、100年使用が可能とされる水道管が用いられるようになりました。

長期耐用型耐震継手管...従来の合成樹脂塗装より防食効果を飛躍的に高めた外面耐食塗装したダクタイル鑄鉄管

長寿命化対策をほどこした鋼管...内面塗装により厚膜化した鋼管

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画				
			事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
老朽配水管リフレッシュ事業	全管路に占める老朽管の割合を15%に減少	昭和46年以前に布設した1,315kmの老朽管を計画的に更新 埋設土壌や周辺環境など地域的な差も把握しながら、効果的に更新 長期耐用型耐震継手管の採用	H26 ~ H30 234.2億円				

(2) 大口径老朽管の更新

ア 現状と課題

県営水道では、大口径管等の基幹管路の延長が 692km ありますが、この内、老朽管は 213km 残存（残存率 31%）しています。

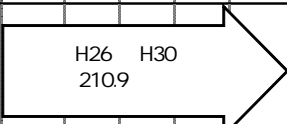
基幹管路の漏水事故は、周囲に大きな被害を与えることから、これまでも基幹管路の更新を推進していますが、近年の水需要の減少傾向に加え、今後の給水人口の減少も踏まえ、ダウンサイジングを含めた基幹管路の更新に取り組む必要があります。

イ 取組内容

安定給水への影響が大きい老朽化した基幹管路を優先して更新することとし、残存している 213km の老朽管を計画的かつ着実に更新し、平成 30 年度までに 193km とし、残存率を 28% に減少させます。

また、更新にあたっては、管路の状況に応じた最適な更新時期を見極めるとともに、中長期の水需要に対応した口径変更や布設ルートの変更、複数管路の集約化などを図ります。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画				
			事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
大口径老朽管リフレッシュ事業	基幹管路の老朽管残存率を 31% から 28% に減少 基幹管路の耐震適合率を 66% から 69% に向上	基幹管路(大口径管等)の老朽管を計画的に更新するとともに耐震化を図る	 H26 ~ H30 210.9億円				

(3) 老朽設備の更新

ア 現状と課題

浄水場やポンプ所における電気・機械設備については、適切な点検や補修を行うことで長寿命化を図りながら計画的な更新を行っていますが、今後の水需要の動向を踏まえ、さらに効率的な設備更新を行っていく必要があります。

また、寒川浄水場排水処理施設は、PFI事業として平成37年度までの契約により効率的な運用を行っていますが、谷ヶ原浄水場の排水処理施設の更新時期が迫っていることから、最適な更新計画を策定し、実施していく必要があります。

【 浄水場・ポンプ所の設備 】



ポンプ設備



谷ヶ原浄水場排水処理施設

イ 取組内容

浄水場やポンプ所の電気・機械設備については、適正な維持管理による長寿命化を図った上で、水需要の減少を踏まえた設備の適正規模の見極めにより、機器数や出力の見直しを行うとともに、高効率機器の導入などにより、省エネルギー化を図り、効率的で効果的な更新を行います。

また、谷ヶ原浄水場排水処理施設の更新については、様々な事業形態を検討し、最適な施設の更新・運営を行うことにより、引き続き浄水発生土の有効利用を推進し環境負荷の低減に努めます。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画					
			事業年度及び事業費					
			H26	H27	H28	H29	H30	
老朽設備更新事業	電気機械関連設備の計画的な更新	浄水場、ポンプ及び薬品注入設備等浄水設備の更新 適切な点検や補修による長寿命化設備の省エネルギー化に配慮						
			H26 ~ H30 99.4億円					
寒川浄水場排水処理施設運営事業	施設の効率的な維持、運営	PFI手法を活用した効率運営 環境へ配慮するため浄水発生土を再資源化						
			H26 ~ H30 40.6億円					
谷ヶ原浄水場排水処理施設更新事業	効率的な運営に向けた更新方法の検討	効率的な運営に向けた更新方法の検討 効率的な施設運営と施設更新の実施						
			H26 ~ H30 0.1億円					
原水・浄水設備維持運営事業	浄水場の各種施設の適切な維持管理、改良	浄水場の取水、送水ポンプ設備等の点検、修繕と適切な維持、改良						
			H26 ~ H30 22.3億円					

(4) 配水池等の統廃合

ア 現状と課題

県営水道は 136 箇所、総容量 746,225 m³の配水池を保有しており、水需要に対して十分な貯留容量を確保しています。

しかし、その半数以上は、容量 1,000 m³未満の小規模配水池であり、総容量に占める割合は 2 %程度であるなど、維持管理の効率性を低下させる要因になっています。また、各地に分散している小規模水源についても同様に、維持管理の負担が大きくなっています。

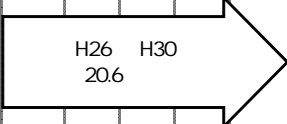
今後、多くの配水池が更新時期を迎えることから、効率的な維持管理のため配水池や小規模水源の統廃合を推進する必要があります。

イ 取組内容

配水池等の更新時に、今後の水需要に応じた施設規模へのダウンサイジングや統廃合を併せて実施することとし、必要な連絡管等の整備と合わせ、平成 30 年度までに、配水池を現在の 136 箇所から 113 箇所に、ポンプ所を現在の 98 箇所から 92 箇所に、小規模水源を現在の 15 箇所から 12 箇所にそれぞれ削減します。

配水池の統廃合は、水の貯留時間の短縮が期待できることから、より新鮮な水をお客さまに届けることにもつながります。

【年次計画】

構成事業	目 標	事 業 内 容	計 画				
			事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
配水池等統廃合事業	配水池23箇所の廃止 ポンプ所6箇所の廃止 小規模水源3箇所の廃止	今後の水需要に応じた施設の統廃合					

(5) 漏水の防止対策

ア 現状と課題

県営水道では、水資源の有効活用を図り、安定的な水の供給を確保するため、給水量の有効率を95%以上にすることを目標に取り組んでいますが、現在は94%と、ここ数年は横ばい傾向となっており、有効率を向上させる必要があります。

【 漏水調査 】



また、漏水の発生は、断減水だけでなく、二次災害の危険性もあることから、これまで、ポリエチレン製の配水管の解消を図ってきました。

漏水の未然防止をさらに推進するため、これまでの取組に加えて、漏水の発生が多いポリエチレン製の給水管のほか、比較的漏水が多く発生する硬質塩化ビニル管、亜鉛めっき鋼管等の解消を推進するとともに、漏水の早期発見のために、最適な漏水調査の方法の見直しを図る必要があります。

イ 取組内容

漏水を未然に防止するため、平成27年度までに公道内ポリエチレン製給水管の残存状況を詳細に把握した上で、平成28年度から年間1,200件程度を解消します。

また、漏水調査を実施する間隔を短縮するほか、配水系統ごとに漏水量を把握するなど、漏水の早期発見と有効率の向上に向けた取組を推進し、有効率95%を目指します。

【 年次計画 】

構成事業	目標	事業計画					
		事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
老朽給水管解消事業	漏水等により無効となる水量の減少 有効率95%	漏水調査方法の見直し ポリエチレン管や硬質塩化ビニル管等の解消			H28 ~ H30 13.6億円		
		漏水調査方法の最適化					
		公道内ポリエチレン管の残存状況調査 年1,200件程度のポリエチレン管解消	●	→			
送配水管弁柱類等点検調査事業	空気弁等の定期的な点検による適切な維持管理	主要送配水管路の空気弁等を平成28年度から5年サイクルで、その他の管路は平成29年度までに全箇所を点検後10年サイクルで点検を実施 減圧弁や水管橋の点検調査			H26 ~ H30 3.8億円		

(6) 配水管網の再構築

ア 現状と課題

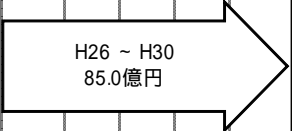
お客さまに、必要な水量を適正な水圧でいつでも使用していただけるよう、これまでも管網整備に努めてきましたが、地域により管網整備が不十分な地域があることから、引き続き、配水機能の強化を図り、適正な水量と水圧を確保するための管網整備を推進する必要があります。

イ 取組内容

管網整備が不十分な地域の配水機能強化のため、給水区域の全域における適正な水量と水圧の確保に向けた配水管網整備に取り組むとともに、漏水が多発している小口径管の解消や、複数の小口径管の統合などに取り組み、適正な水量と水圧を確保します。

また、水需要の減少に対応し、給水装置工事における計画使用水量など、関係基準の見直しを図ります。

【年次計画】

構成事業	目標	事業計画					
		事業内容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
配水管網再構築事業	配水管網の再構築	小口径管の解消や統合等による適正水圧の確保 バックアップ機能の向上 漏水多発管の解消	 H26 ~ H30 85.0億円				

5 健全経営の堅持と経営基盤の強化

(1) 広域・連携の推進と民間活力の活用

ア 現状と課題

県営水道は、近隣水道事業者と共同して、水源の開発に取り組んだほか、「今後の水道事業のあり方を考える懇話会（平成18年1月～平成19年10月）」や「神奈川県内水道事業検討委員会（平成20年8月～平成22年8月）」を開催して広域化の方向性を検討するなど、広域・連携の推進に努めてきました。

また、寒川浄水場排水処理施設のPFI手法による事業運営など、民間活力の活用による事業運営の効率化を推進してきました。

今後も水道料金収入の減少が見込まれる中、将来にわたって、安全で良質な水の安定的な供給を持続していくためには、近隣水道事業者との連携や民間活力の活用など、経営改善に取り組んでいく必要があります。

イ 取組内容

近隣水道事業者との「水質管理センター（仮称）」の共同設置など、広域的な連携に取り組めます。

また、「箱根地区水道事業包括委託」を平成26年度から開始するほか、事業運営の効率化を図るため、当直業務や浄水場の運転管理のあり方についても見直していきます。

さらに、業務のさらなる集約化や委託化等に向け、技術やノウハウを確保した上で民間活力の活用を進め、効率的な事業運営を徹底します。

【民間活力の活用状況】

実施年度	活用の状況
平成16年度	・鳥屋浄水場他運転管理業務の委託 ・寒川浄水場排水処理施設更新をPFI事業により実施（運転管理は平成18年度から実施）
平成18年度	・未納整理業務を3水道営業所で委託 ・箱根水道施設運転管理業務の委託
平成19年度	・未納整理業務委託を5水道営業所に拡大 ・お客さまコールセンターの設置（電話受付業務の委託）
平成20年度	・未納整理業務委託を8水道営業所に拡大
平成21年度	・未納整理業務委託を11水道営業所全てに拡大（全面委託化）
平成23年度	・お客さまコールセンターの業務拡大（口座振替受付業務等）
平成25年度	・水道記念館の管理運営を協働事業化

【県営水道の経営状況】

（単位：億円）

	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算
収益的収入	673	675	647	628	620	599	600
水道料金収入	579	583	562	548	546	528	524
その他収入	94	92	85	80	74	71	76
収益的支出	651	650	632	617	600	585	584
職員費	82	81	76	75	70	69	69
受水費	174	175	168	167	166	160	160
動力、薬品、修繕費	87	89	90	87	84	76	76
減価償却費等	143	141	143	142	144	145	148
支払利息	63	60	52	49	47	42	40
その他支出	102	104	103	97	89	93	91
消費税資本的収支調整額	5	6	6	6	5	6	5
当年度利益剰余金又は欠損金	17	19	9	5	15	8	11

(2) 財務体質の強化

ア 現状と課題

県営水道における企業債等の借入金の残高は、平成14年度末のピークにおいては、約2,100億円でしたが、支払利息などの後年度負担の軽減と財政の硬直化を防止するため、これまで企業債等の発行額の抑制や繰上償還などを実施してきました。

この結果、現在では、ピーク時と比べて20%減となる約1,680億円まで減少しています。

今後、建設改良費が増大する中であっても、引き続き、借入金残高の計画的かつ着実な縮減に取り組み、財務体質の強化を図っていくことが必要です。

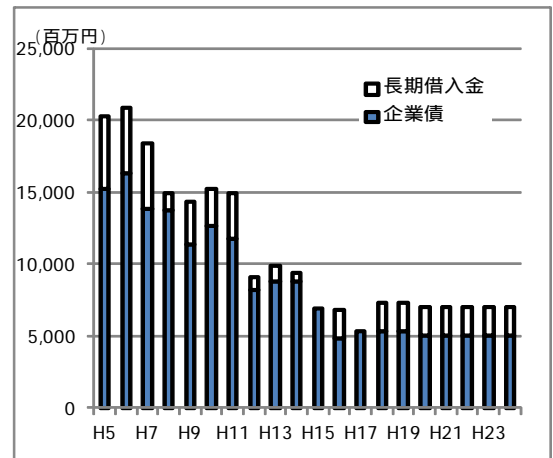
【 繰上償還の状況 】

(単位：百万円)

年度	繰上償還額	利息軽減額
H19	5,373	911
H22	5,197	1,319
H23	615	168
計	11,185	2,398

【 企業債・長期借入金の発行額の推移 】

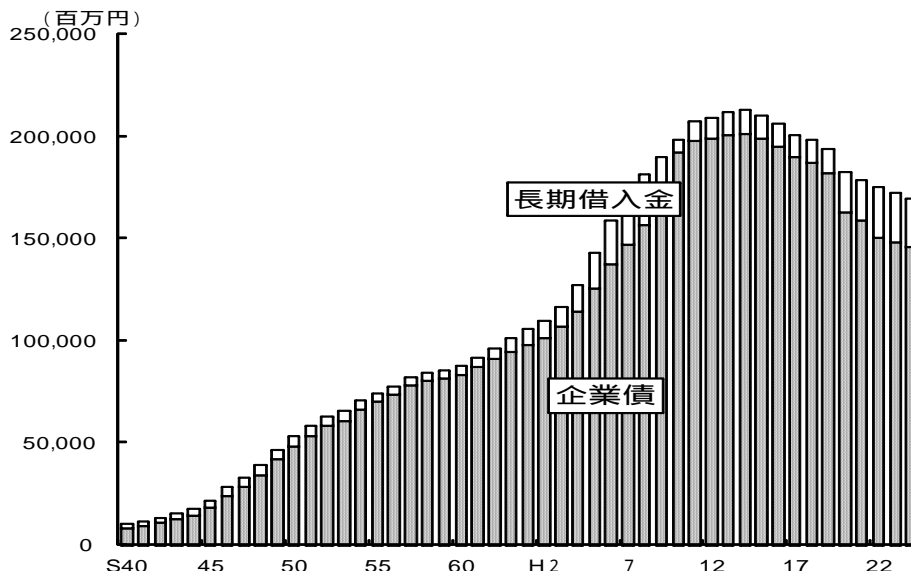
建設改良工事への充当分（借換等は除く）



イ 取組内容

鉛製給水管の解消など、計画期間中に終了する事業の資金を振り替えるほか、水需要の減少を踏まえた施設規模の縮小や、適切な維持管理による施設の長寿命化など、効率的な経営を徹底し、借入金残高の確実な縮減に努めます。

【 企業債・長期借入金 未償還残高の推移 】



(3) 収入の確保

ア 現状と課題

県営水道が、今後も安定経営を確保していくためには、効率的な事業運営による支出の削減だけでなく、収入の確保にも努める必要があります。

収入の確保にあたっては、これまで、水道料金の納付方法を拡大し、未納料金の未然防止に努めてきましたが、今後も引き続き、収入の確保とともに、お客さまの負担の公平性を確保するため、未納対策の強化に努める必要があります。

また、利用計画のない土地や建物などについても、売却や貸付などによる収入の確保に努める必要があります。

イ 取組内容

(ア)未納対策の強化

様々な広報媒体を活用し、収納率の高い口座振替やクレジットカードによる納付を推進するほか、ペイジー等の新たな納付方法を導入することにより、未納の発生防止に努めます。

また、督促状の送付から給水停止までの期間の短縮や、給水停止者の時間外開栓の廃止など、未納整理対策を強化することにより、徴収率の向上に努めます。

(イ)遊休資産の有効活用

利用計画のない遊休資産の有効活用については、将来の維持管理費の削減にもつながることから、売却や有償貸付を推進するとともに、施設のダウンサイジングにより発生する未利用地の有効活用を推進します。

(ウ)公共工事コストの削減

引き続き、国や県と歩調を合わせ、工事コストの削減に取り組むとともに、工法の工夫や共同施工の実施により、工期短縮やコスト削減に努めます。

【年次計画】

構成事業	目 標	事業 計 画					
		事業 内 容	事業年度及び事業費				
			H26	H27	H28	H29	H30
上下水道料金管理システム改善事業等	納付サービスの向上 内部事務の効率化 新たな料金支払方法の導入 ICTを活用した各種申請の電子化 その他サービスの向上	お客さまサービス向上のためのシステム改善を社会状況を検討しながら随時実施					
		口座振替やクレジットカード納付の推進	●				
		ペイジーの導入					
		給水停止までの期間短縮等					

(4) 水道料金体系のあり方の検討

ア 現状と課題

県営水道の料金体系は、高度経済成長期における急激な水需要の増加に対処するため、大口使用者の使用水量を抑制しつつ、一般家庭における料金の低廉化を図る観点から、用途別・逓増制の料金体系が基本となっています。

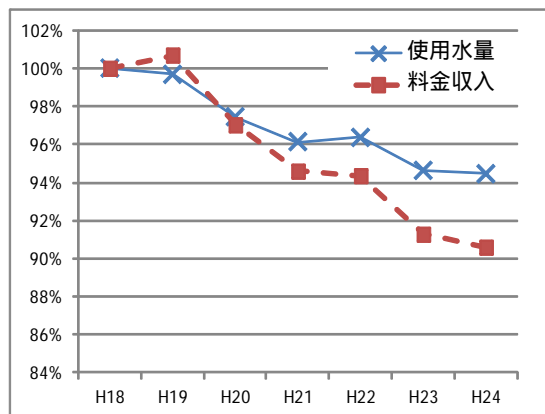
しかし、宮ヶ瀬ダム completionにより、水源の確保がなされた一方で、家庭では、節水型機器の普及等により使用水量の小口化が進行するほか、企業等では、水の循環利用や地下水利用が拡大するなど、水需要が減少傾向にある現在においては、使用水量が多くなるほど料金単価を高く設定する逓増制の料金体系により、使用水量の減少以上に水道料金収入が減少している状況になっています。

将来にわたり水道サービスを続けていくため、水道料金体系のあり方を検討する必要があります。

【 県営水道の料金体系 】

(税抜き)			
	基本水量	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)
家事用	8 m ³	710円	9 m ³ ~ 15 m ³ 128円
			16 m ³ ~ 20 m ³ 135円
			21 m ³ ~ 30 m ³ 172円
			31 m ³ ~ 50 m ³ 237円
			51 m ³ ~ 294円
業務用	8 m ³	710円	9 m ³ ~ 50 m ³ 201円
			51 m ³ ~ 100 m ³ 221円
			101 m ³ ~ 300 m ³ 280円
			301 m ³ ~ 1,000 m ³ 337円
			1,001 m ³ ~ 10,000 m ³ 394円
浴場用			9 m ³ ~ 57円
			9 m ³ ~ 589円
一時用		1,249円	

【 使用水量と料金収入の推移 H18を100%とする 】



イ 取組内容

(ア) 水道料金体系のあり方の検討

将来にわたる県営水道の安定的な経営の持続とともに、お客さまの受益と負担の公平性を図るため、基本料金・基本水量の水準や、従量料金の逓増度の緩和など、水道料金体系のあり方について、中長期の視点に立った検討を行います。

(イ) 水道料金減免制度の見直し

水道事業は、市町村単位での運営が原則のため、ほとんどの水道事業者は、水道料金の減免を市町村の福祉行政の一部として実施されていますが、県営水道では、水道事業者として独自に実施しています。

近年、県内の各水道事業において減免の見直しが進み、地域間における不均衡も生じていることから、お客さまの受益と負担の公平性を確保するため、水道料金減免制度を見直します。

(5) ICTの推進

ア 現状と課題

県営水道は、これまでも「上下水道料金管理システム」などの情報システムの開発や、情報機器の利活用を図り、お客さまサービスの向上と業務運営の効率化に努めてきました。

今後とも、様々な技術革新の利活用を図り、業務プロセスの見直しや情報システムの最適化に取り組むことによって、さらなるお客さまサービスの向上と効率的な事業運営に努めることが求められています。

イ 取組内容

ICTを最大限活用し、量水器点検や水道利用に関する各種申請・届出手段の利便性の向上、新たな納付方法の導入、事故や災害時における情報管理体制の強化を図り、お客さまサービスの向上に努めるとともに、電子会議やタブレット端末の導入、独自開発してきた情報システムの最適化など、内部事務の効率化を推進します。

(6) 人材育成と組織力の強化

ア 現状と課題

県営水道では、これまでも組織や職員数の見直しを図り、効率的な組織体制を整備してきており、職員数が少ない中、お客さまから信頼され安心されるためには、日常的な水道サービスに加え、事故時の迅速な対応や災害時の緊急対応ができる組織体制と、効果的かつ的確な判断と現場対応ができる人材の育成が不可欠です。

また、これまで
県営水道を支えて
きたベテラン職員
の退職等により、
これまで培ってき

【 職員数と経営指標 】

	平成24年度	県営水道	横浜市	川崎市
職員数(人)		677	1,477	618
職員1人当たり の有収水量(m ³)		486,096	308,604	312,709
職員1人当たり の営業収益(千円)		83,052	60,439	53,728

損益勘定所属職員数で算定

た技術やノウハウが途切れてしまわないように、中長期的な視点を持ち、技術を継承していくことが必要です。

イ 取組内容

「企業庁実務研究発表会」など、それぞれの職員の経験や能力に応じた研修制度の充実を図るほか、技術やノウハウを持つベテラン職員や退職者を活用して、工事設計から現場対応までの様々なノウハウの継承を図ります。

また、県内の各水道事業者や関連機関と連携し、職員派遣・受入や、研修の実施など、水道に関する技術交流の推進を図るほか、国際貢献の一環として、JICA等と連携した開発途上国から研修生の受入を進め、職員の資質向上を図ります。

このほか、お客さまから信頼をいただくため、コンプライアンスを徹底し、県営水道の職員として責任を持ち、公平・公正な業務を遂行します。

6 地域社会や国際社会への貢献

(1) かながわ方式による水ビジネスの推進

ア 現状と課題

県営水道は、これまで水道事業運営の機会に恵まれなかった国内の民間企業が、水道事業に係る業務全体を経験することにより、水道事業運営のノウハウや実績を習得し、国内や海外へ事業展開していくことを支援する「かながわ方式による水ビジネス」の一環として、給水区域の一部である箱根地区を活用した「箱根地区水道事業包括委託」に取り組んでいます。

イ 取組内容

平成 26 年 4 月より実施する「箱根地区水道事業包括委託」において、県内企業を含む国内の民間企業が、水道事業運営の実績を積み、それらの企業が国内外へ事業展開することを通じて、地域社会や国際社会へ貢献していきます。

(2) 海外への技術支援

ア 現状と課題

県営水道では、これまで、海外への技術支援として研修生を受け入れるなど、県営水道が有する高い技術力を活かし、開発途上国の上水道の改善と公衆衛生の向上に寄与してきましたが、今後もこのような取組を継続して推進することが求められています。

イ 取組内容

神奈川県と経済交流を進めるインド共和国タミル・ナドゥ州など、海外の水道事業者との交流を進め、JICAの事業を活用しながら、現地からの研修生の受入や技術支援を行っていきます。

また、現地の情報等を、研究会などを通じて民間企業に提供することにより、海外展開を支援していきます。

(3) 地域との連携の強化

ア 現状と課題

県営水道は、12市6町を給水区域とする広域水道として、上下水道料金一括納付制度を進め、平成24年度には市町の実情を受けて初期消火への排水栓の活用の仕組みをつくり、地域の防災力の強化を支援したほか、保健福祉局の行う地域見守り活動についても水道メータ点検時の協力活動を行うなど、地域社会や地域福祉に貢献する取組を実施してきました。

水道事業の運営は、お客さまや各地域との密接な関係に支えられており、引き続き、地域との連携を強化していくことが求められています。

イ 取組内容

平成25年11月から新たに水道メータの分解業務を地域の福祉事業所へ委託することとし、就労機会の確保を図ることとしましたが、こうした取組を引き続き進めるとともに、災害訓練や各種連絡会、広報活動などを通じて、給水区域の各市町との連携を強化し、お客さまから信頼していただける事業運営を目指します。

財政収支計画

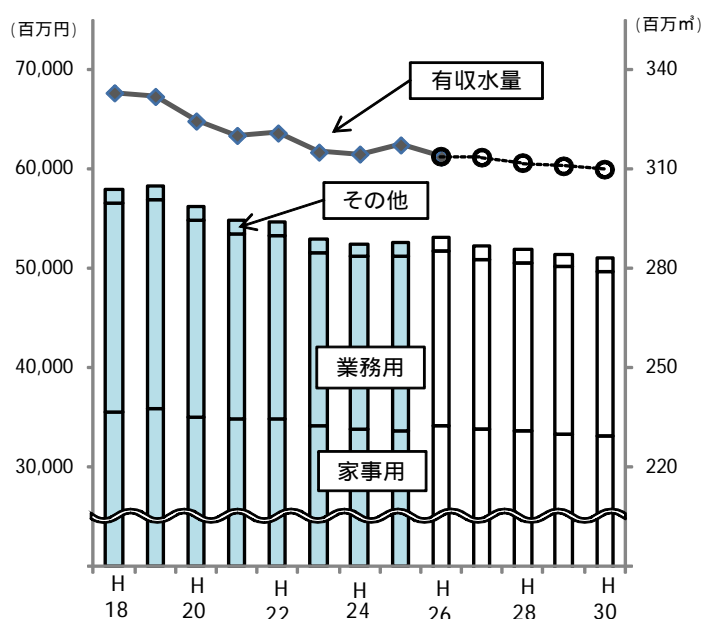
1 水道料金収入

水道料金収入については、消費税率の引き上げにより、増収の計画となるものの、消費税を除く実質的な収入額は、減少を続けるものと見込みます。

家事用は、節水型機器の普及などにより、1人1日あたりの使用水量が微減傾向にあることから、今後も微減傾向を続けると想定されます。

業務用は、給水件数が微減傾向にあるとともに、節水意識の浸透などにより、1件あたりの使用水量も微減傾向にあることから、今後も微減傾向を続けると想定されます。

【 有収水量と水道料金の変化 】



2 主な建設改良事業費

(1) より安全で良質な水づくり 【4億円】

水質検査・監視機器等の適切な更新を図るとともに、残留塩素濃度低減化・平準化を図るための設備の適正な更新を行います。

(2) 災害や事故に備えた強靱な水道づくり 【118億円】

災害時における安定給水を確保するため、水道システムの上流部からの耐震化を推進するほか、災害時において重要な拠点となる、医療施設や広域避難場所、主要駅への供給管路を優先して耐震化を進めます。

(3) お客さまから信頼される事業運営 【4億円】

省エネルギー化を考慮しながら、計画的な設備更新を行います。

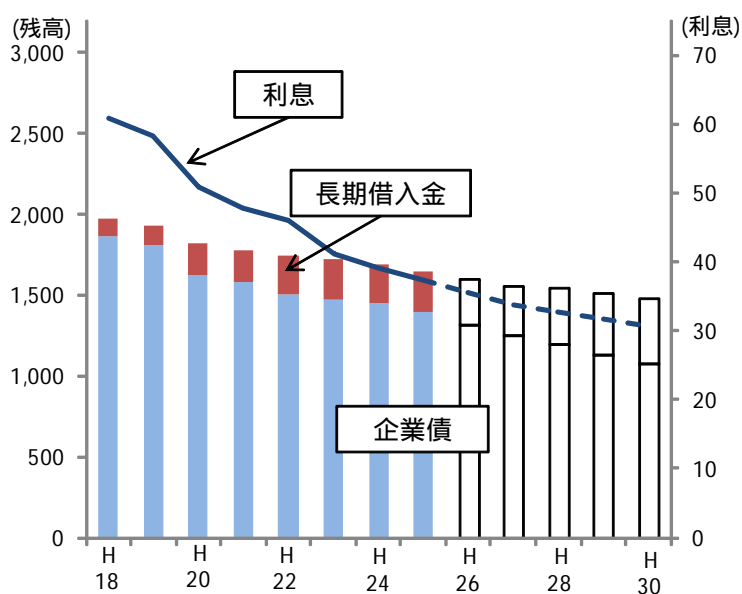
(4) 安定した水の供給体制の確保 【648億円】

水需要が減少を続ける中、高度経済成長期に整備してきた水道施設の多くが、今後、更新時期を迎えることから、水需要の減少に対応した水道施設のダウンサイジングや統廃合を推進するとともに、安定給水への影響の大きい老朽化した基幹管路を優先的に更新します。

3 健全経営に向けた取組

借入金残高を平成 30 年度末までに 1,500 億円程度に計画的に縮減させ、支払利息を削減するとともに、水道施設の再構築・統廃合や長寿命化による維持修繕コストの 100 億円程度の抑制を図るほか、引き続き、職員費の縮減などに努めます。

【 借入金残高と支払利息の推移（単位：億円） 】



4 財政収支計画の概要

消費税を除く実質的な水道料金収入は、減少が続く見込みですが、効率的な事業運営を行い、経費を削減することにより、利益剰余金を確保していきます。

計画初年度となる平成 26 年度には、引当金の計上義務化による退職給付引当金の全額計上や、減損会計の導入による固定資産の帳簿価額の減額など、地方公営企業会計制度の見直しに伴う一括処理のため、一時的に欠損金が生じますが、平成 27 年度以降については、利益剰余金の確保が図られます。

また、水道施設の再構築に向けて増額となる建設改良事業費等については、借入金残高の縮減を図りつつ、内部留保資金や平成 27 年度に終了となる鉛管解消事業の財源（約 25 億円）を振り替えるなどの工夫を行い、所要財源を確保していきます。

この結果、平成 30 年度末の資金残高は、事業運営資金として必要な規模（60 億円）の確保が見込まれており、現行の料金水準の下で、経営計画に定める主要事業の計画的な推進と確実な事業運営を図ります。

【財政収支計画】

(単位：億円)

科目等		年度	H25 (予算)	H26 (予算)	H27 (計画)	H28 (計画)	H29 (計画)	H30 (計画)
収益的 収支	収益的収入 a		604	648	626	618	613	609
	水道料金		525	532	530	525	521	517
	その他収入		79	116	96	93	92	92
	収益的支出 b		593	657	589	557	555	559
	職員費		68	63	67	64	64	65
	受水費		160	163	164	163	163	163
	動力費、薬品費、修繕費		76	82	87	61	62	62
	減価償却費等		147	147	140	141	142	146
	支払利息		39	36	34	33	32	31
	その他支出		103	166	97	95	92	92
消費税資本的支出調整額 c		6	10	11	13	12	12	
当年度損益 (a-b-c) (利益剰余金又は欠損金) d		5	(4)	(4)	(25)	(22)	(16)	
			19	26	48	46	38	
資本的 収支	資本的収入 (企業債等)		71	72	107	105	95	97
	資本的支出		245	255	286	301	293	290
	建設改良事業費等		137	136	149	182	170	170
	元金償還金		108	119	137	119	123	120
資本的収支差引額 (-)		174	183	179	196	198	193	
資金 収支	資本的収支不足額の補填 (減価償却費等内部留保資金)		158	127	154	180	178	174
	当年度分資金収支 (+)		16	56	25	16	20	19
	資金残高		152	144	119	103	83	64
借入金残高		1,650	1,601	1,564	1,544	1,511	1,483	

()は、平成25年度まで適用される会計基準による「当年度損益」(利益剰余金又は欠損金)を示す。

地方公営企業会計制度の見直し（会計基準の見直し）について

1 会計基準の見直しの概要

地方公営企業会計制度は、民間の企業会計制度との整合性や透明性の一層の向上を図る観点などから、昭和41年以来の全面的な見直しが行なわれた。

見直しのうち、「会計基準の見直し」（財務諸表の見直し等）については、平成26年度予算から適用されるが、主な内容は次のとおりである。

借入資本金

企業債等の借入金は、これまでは、「資本」（借入資本金）とされていたが、新たな会計基準では「負債」に計上するとされる。

補助金等により取得した固定資産償却制度等

国庫補助金や資産の寄付を受けた場合は、「資本」（資本剰余金）とされていたが、「負債」（長期前受金）に計上するとされ、損益計算上、その収入を使用期間に応じて分割して収益化する。

また、過去において発生した分も、利益剰余金や長期前受金に一括して移行処理される。

引当金

退職給付引当金（全員退職時に見込まれる手当総額）など、各種引当金計上が義務化された。

減損会計の導入

固定資産の帳簿価額が実際の収益性等に比べ過大な時は、適正な金額まで減額するとされた。

2 見直しによる影響

会計基準の見直しにより、全体として資産の減少、負債の増加、資本の減少を招くため、貸借対照表（バランスシート）が大きく変化し、財務状態が見かけ上悪化することになる。

見直し項目	増加	減少
① 借入資本金を資本から負債に計上	固定負債、流動負債	資本金（借入資本金の廃止）
② みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上	繰延収益（長期前受金）	固定資産、資本剰余金
③ 引当金を計上	固定負債、流動負債（負債性引当金<退手・修繕等>）	固定資産、流動資産（評価性引当金<貸倒引当金>）
④ 繰延勘定を廃止（一部を繰延資産に計上）		繰延勘定（廃止）
⑤ たな卸資産の価額に低価法を義務づけ		流動資産（帳簿価額>時価の場合）
⑥ 減損会計を導入		固定資産（減損した場合）
⑦ リース会計を導入	固定資産（リース資産）、 固定負債、流動負債（リース債務）	

【見直し前のBS】

固定資産	固定負債
	流動負債
流動資産	資本金
	資本剰余金
繰延勘定	利益剰余金

➔

【見直し後のBS】

固定資産 ②↓③↓⑥↓⑦↑	固定負債 ①↑③↑⑦↑
	流動負債 ①↑③↑⑦↑
流動資産 ③↓⑤↓	繰延収益 ②
	資本金 ①↓
繰延勘定廃止 ④ <small>（現在計上しているものは償却終了まで計上可能）</small>	資本剰余金 ②↓
	利益剰余金 ⑤↓⑥↓

みなし償却資産の既償却相当分を減額等

【 経営計画における数値目標一覧 】

指標	算定方法	24年度 (実績)	30年度 (計画)
鉛製給水管の解消率	$\frac{\text{公道内鉛製給水管解消累計件数 (H17以降)}}{\text{公道内鉛製給水管残存件数 (H16末 107,266件)}}$	74%	27年度 99%
浄水場の耐震化率 (寒川第3浄水場)	$\frac{\text{耐震化された浄水施設の処理能力}}{\text{浄水場の浄水施設の処理能力}}$	0%	100%
配水池の耐震化率	$\frac{\text{耐震化された配水池容量 (統廃合する配水池除く)}}{\text{統廃合後(30年後)の配水池容量}}$	18%	36%
全管路の耐震化率	$\frac{\text{耐震継手化された管路の延長}}{\text{管路の延長}}$	16%	20%
災害拠点病院への供給管路の耐震化率	$\frac{\text{供給管路が耐震化された災害拠点病院箇所数}}{\text{県指定災害拠点病院箇所数}}$	0%	100%
基幹管路の耐震適合率	$\frac{\text{耐震適合性のある基幹管路の延長}}{\text{基幹管路の総延長 (H24末 692km)}}$	66%	69%
老朽管の残存率	$\frac{\text{老朽管の残存延長}}{\text{管路の延長 (H16末 7,399km)}}$	18%	15%
基幹管路の老朽管残存率	$\frac{\text{基幹管路のうち老朽管の残存延長}}{\text{基幹管路の総延長 (H24末 692km)}}$	31%	28%
配水池の統廃合後の箇所数	統廃合後の配水池箇所数	136箇所	113箇所
ポンプ所の統廃合後の箇所数	統廃合後のポンプ所箇所数	98箇所	92箇所
小規模水源の統廃合後の箇所数	統廃合後の小規模水源箇所数	15箇所	12箇所
有効率	$\frac{\text{年間送水量 - (漏水量 + 調定減額水量)}}{\text{年間送水量}}$	94%	95%

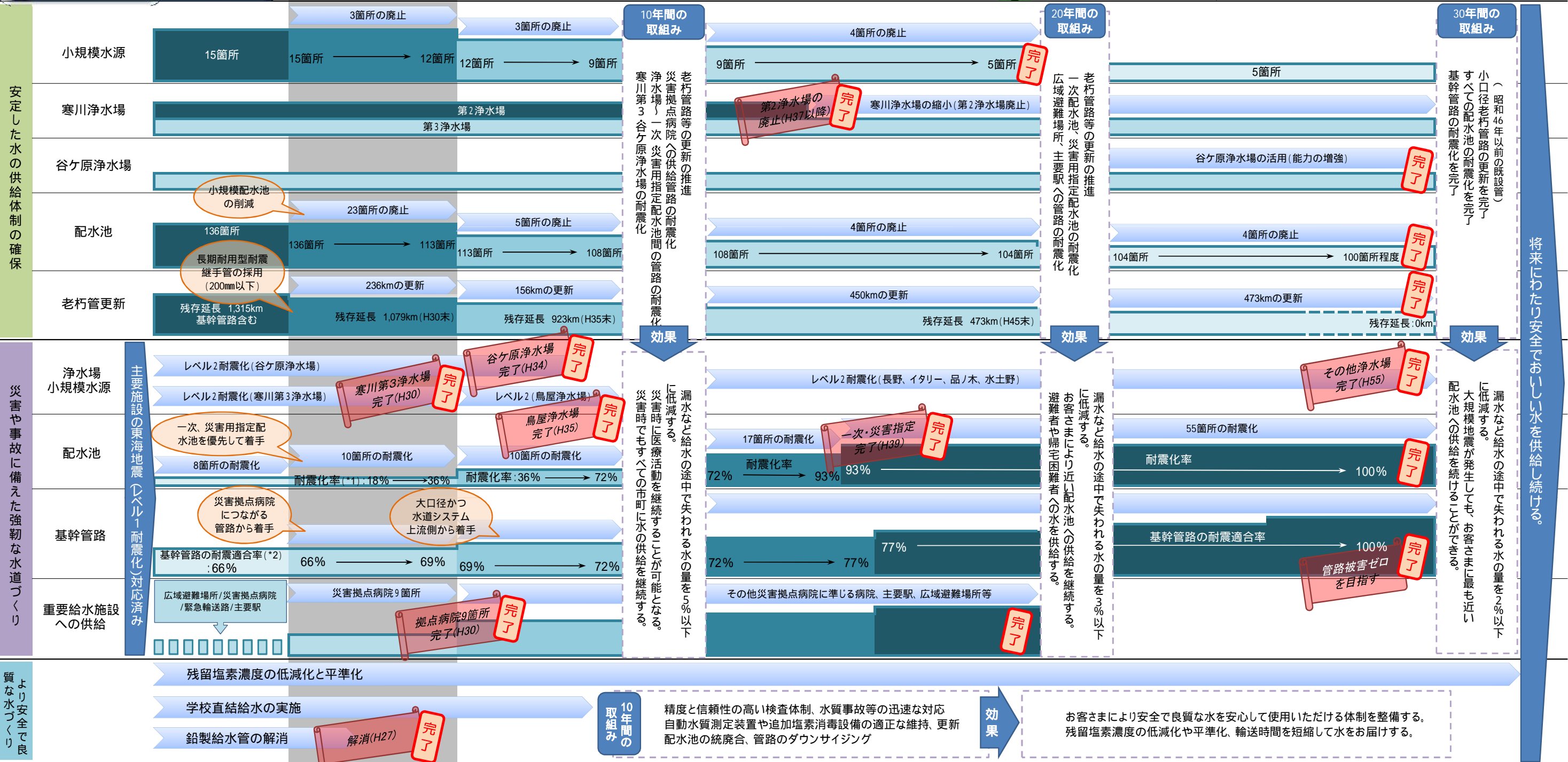
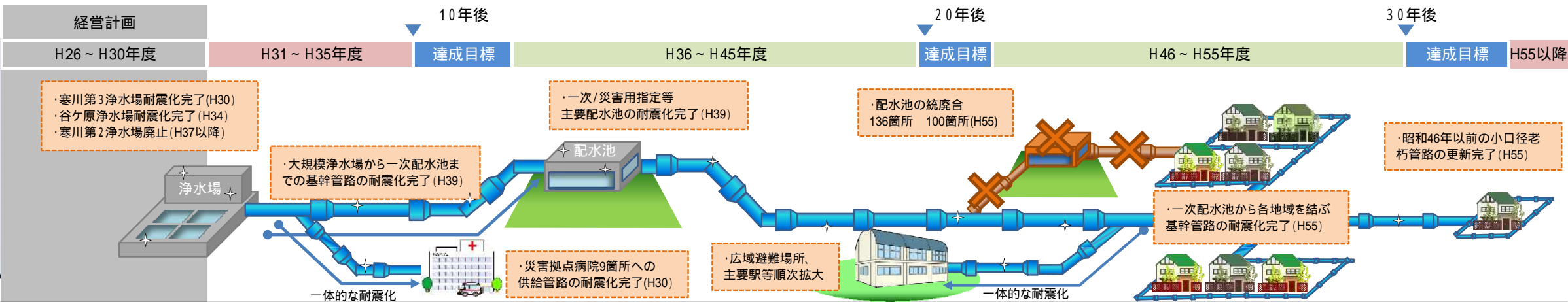
口径75mm以上の送配水管の総延長

神奈川県営水道施設整備のロードマップ

これまでの取組状況

老朽施設の更新
「施設の見える化」において、今後30年間に必要な更新コストが約6,300億円(年約210億円)と試算され、現状の規模(年約130億円)をはるかに超えることから、施設の再構築と計画的な更新に取り組む。

水道施設の耐震対策
切迫性の高い東海地震(レベル1地震動)に備えた補強はほぼ完了しているが、今後は、平成20年の水道施設基準の改正に対応するため、県内で最大規模と想定される南関東地震(レベル2地震動)に備えた補強を推進する。



*1 統廃合により廃止する配水池36箇所の容量を除いた耐震化率
*2 「基幹管路の耐震適合率」とは、地盤条件と合わせて耐震性が認められる管路の率

将来にわたり安全でおいしい水を供給し続ける。



神奈川県

企業庁企業局経営課経営企画グループ 電話(045)210-7219(直通)
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 FAX(045)201-3491
電話(045)210-1111(代表) 内線7219